

性犯罪・ 児童虐待捜査 ハンドブック

～被害者心理から捜査・公判まで～

第2版



田中 嘉寿子 著



立花書房

第2版はしがき

1 本書の構成

2014年1月に初版を発行した後に生じた様々な事情により、第2版の構成・内容とも大幅に変更することにした。

まず、第1編を性犯罪、第2編を児童虐待に大別した。

第1編は、第1章を性犯罪の特質、第2、3章を実体法（刑法及び特別法）、第4章以下を手続関係とし、第4～7章を捜査、第8～10章を公判、第11章を被害者支援、第12章を加害者の再犯防止とした。

次に、第2編は、第13章を児童虐待の特質、第14章を児童虐待事件の公判上の問題、第15～17章を身体的虐待、ネグレクト及び性的虐待とし、裁判例、事例に即した捜査・公判上の留意点を扱った。なお、第17章の性的虐待における架空事例は、初版の内容を現在の司法面接実務に即して大幅に改変した。

紙数の大幅な増加により、ハンディでなくなったが、読者は、自己の関心事項を目次と索引で確認し、執務の座右の書としていただきたい。

2 改訂に当たり重視した事情

(1) 法改正

2017年及び2023年、刑法の性犯罪に関する罰則が大幅に改正されたため、実体法の解説を充実させる必要が生じた。

特別法についても、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）が新設されて撮影行為が犯罪化され、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（以下「児童ポルノ法」という。）が改正されて、単純所持も規制された。

児童関係の諸法令や関係条例等にも一部重要な改正があった。

手続面においても、2023年、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）が改正

され、起訴状等における被害者氏名等の個人特定事項の秘匿化が実現し、司法面接の記録媒体が伝聞例外化されるなど、被害者の負担を軽減する改正が行われた。

(2) 判例変更、新判例

2016年、強制わいせつに性的意図を不要とする判例変更が大法廷判決でなされるとともに、児童福祉法違反の淫行概念を明確化する判例が出た。

2017年の刑法改正後、性犯罪の判例集登載が相当増えた。また、児童虐待も、社会問題化したためか判例集登載が増加した。そこで、直近の裁判所の判断傾向を示すため、下級審の裁判例も多数紹介している。

(3) 法解釈研究の活性化

2017年の刑法改正より以前、性犯罪事件は、事実認定の問題にすぎないと思われ、教科書の記載も簡潔で、司法試験に出題されることもなく、一部のジェンダー法学者を除いて研究者は研究対象とせず、学界では等閑視されていた印象が強い。初版執筆時、参照すべき学者の論文はほとんどなかった記憶である。

しかし、今は、上記の法改正・判例変更等を受け、多数の論文が公表され、被害者関係の団体等も意見を多数公表し、海外の研究の紹介も増えた。学究の徒ではない筆者にとって、これらの論文を網羅的に渉猟して検討を深めることは非常に負担が重く、精査できたのは一部に留まったが、初版では簡潔であった実体法解釈の章を充実させるよう努めた。学問的には不十分であるが、学者による教科書と異なり、実務的視点での解説を心掛けている。

(4) 被害者心理に関する研究の発展

性犯罪の被害者（以下「性被害者」ともいう。）の聴取等に当たり、捜査機関から二次被害を受けたという訴えや、被害者供述が裁判官の「経験則」に反して信用し難いとされて無罪となり、被害者支援団体等から厳しい批判を受ける判決は後を絶たない。

2017年刑法改正案の国会審議において、被害者が凍結反応を生じること等、被害時の精神状態について捜査・公判に携わる全ての関係者が適切な研修を受けるよう要望されていること等を踏まえ、被害者の精神状態について理解を深めるため、被害時の被害者の凍結反応等に関する精神医学・

心理学（目に見えない心の問題）に加え、ポリヴェーガル理論等の神経生理学・脳科学（測定可能な神経反応という生物学的根拠のある実証的学問）を紹介した。

被害者心理の専門家と連携して被害者心理に関する知見を裁判の場に提供し、裁判官・裁判員、ひいては社会全体を啓発し続けることが重要である。

（5）司法面接による被害者の聴取方法の変化と新たな問題

児童虐待事案の増加に伴い、2015年10月、児童相談所（以下「児相」という。）・警察・検察庁の三者の連携を強化し、三者協同面接を推奨する通知が発出され、警察・検察の現場において、子供から聴取する場合に、司法面接を応用した取調べが試行され、2023年の改正法において、刑訴法上の位置付けがなされた。

筆者は、初版出版後、①仲真紀子教授によるNICHHDプロトコルの研修を受講し、②2015年7月にチャイルドファーストジャパン（CFJ）の司法面接プロトコル研修を受講し、以後、CFJプロトコルの講師資格を得てその普及に携わり、③2022年9月から2年間国際刑事裁判所・検事局に出張して諸外国出身の司法面接の専門家らとともに同検事局における司法面接ガイドラインを作成した経験等を踏まえ、司法面接に関する記述を大幅に改訂した。司法面接プロトコルは証人尋問規則と類似性が高いので、適切な司法面接の録音・録画を裁判官に見てもらえば、供述の信用性を納得してもらえと思う。

司法面接では、子供に「なぜ」と質問することが禁じられている。その理由について考察し、多数の性犯罪の無罪事件の検討を踏まえ、成人の性被害者に対しても、「なぜ」を用いないことにより、二次被害を最小化しつつ、裁判で争点とされ、裁判官に疑問を抱かれやすい点について十分に聴取する方法を考案し、本書で提案している。

（6）性犯罪における証拠構造の分析・提示

裁判所は、裁判員裁判導入を契機に、証拠構造を非常に重視するようになった。本書では、性犯罪・児童虐待事件の判決書に示された証拠構造を分析し、間接証拠型の立証を推奨している。

警察官は、公判を担当しないものの、裁判でどのような事情が重視されて

いるかを理解し、証拠構造を意識した上で捜査をすることにより、真に立証に必要な捜査に集中でき、適切な判決獲得に繋げられるので、是非一読していただきたい。

(7) 公判立証における類似事実の重要性

諸外国や国際刑事裁判所で許容されている類似事実が日本の裁判所では証拠排除されていることが、不当な無罪判決の原因の一つではないかと危惧している。

刑法等の実体法が改正されても、重要な証拠が排除されたままでは、被害者は法廷で孤独な戦いを強いられ、適正な事実認定はなされず、不当な無罪判決が続きかねない。

類似事実に関する第9章を熟読してもらえれば、日本の裁判所が抱えている、

① 法的根拠なしに国民から類似事実を隠蔽している非民主性

② 被告人の類似事実を排除し、被害者の類似事実を許容する不平等性と先進諸国で唯一レイプ・シールド法（被害者の類似事実〔性的経歴〕による立証を制限する法律をいう。）が欠如している国際的観点からの後進性

③ 国際的診断基準に示されるパラフィリア（性嗜好異常）症等の性犯罪の加害者が有する精神的問題を無視する非科学性等の問題性をよく理解していただけると思う。

日本の裁判所は、性犯罪・児童虐待における類似事実を許容する国際的な傾向に逆行しており、いわゆる「ガラパゴス化」を極めている。

2度の刑法改正の審議過程において、被害者支援団体等がレイプ・シールド法の導入を要望したが見送られた。イギリスのように類似事実全体の問題として捉え直し、被告人の類似事実を許容し、被害者の類似事実を排除すべきである。

多くの日本の裁判官・学者は、20世紀前半の米国のマコーミック論文を引用し、類似事実の活用に否定的であるが、中川武隆元判事の『悪性格と有罪推認——イギリス控訴院判例の分析』（信山社、2019年）は、英国の2003年刑事司法法制定後の英国控訴院における類似事実の適切な活用状況を紹介しており、筆者にこの問題を提起する勇気を与えてくれた。中川元判事には、著作からの多数の引用を許可していただき、感謝に堪えない。

類似事実の問題は、公判前整理手続で決着が付けられ、公判で議論されず、判例にもならないことが多いため、被害者や市民やほとんどの学者にも知られてこなかったと思う。

本書の類似事実に関する記述は、問題提起にすぎず、今後の更なる市民における議論や学者による研究、ひいては実務の改善を期待するものである。

(8) 被害者支援の拡充

性被害者への支援についても、犯罪被害者支援弁護士制度が実現し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが各都道府県に設立され、性被害者の看護に重点を置く日本フォレンジック看護学会が設立されて日本性暴力対応看護師（SANE-J）の認定制度が導入され、セクシュアル・ハラスメントを告発する#MeToo運動が世界的に起き、我が国では性犯罪無罪判決に対するフラワーデモが起きるなど、性被害者を取り巻く環境は大きく変わりつつある。

支援手続の面での細かい改正等を含め、被害者・支援者の視点で有用と思われる点を加筆した。

(9) 加害者への再犯防止策の進化

2022年、刑事施設及び保護観察所における性犯罪者処遇プログラムが改訂された。

性犯罪の加害者の中には、痴漢を止められない窃触症者等のようにICD-11⁽¹⁾／DSM-5-TR⁽²⁾のパラフィリア（性嗜好異常）症群の傾向を示す者も少なくない。パラフィリア症は、精神科医の間においても診断基準が確立しているとはいえないが、たとえ疾病性があっても責任能力が減弱するものではない。

(1) WHO（世界保健機関）作成の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）」。2019年6月に第11版（ICD-11）が公表された。日本語訳は未了であるが、概要は日本精神神経学会のウェブサイトで紹介されている（「連載 ICD-11「精神、行動、神経発達の疾患」分類と病名の解説シリーズ」（厚生労働省ウェブサイトで、第10版〔2013年〕の日本語版を見ることができる。）。

(2) 米国精神医学会作成のDSM-5-TR（The Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fifth Edition, Text Revision）。精神科医が患者の精神医学的問題を診断する際の指針であり、2013年の第5版を2022年に改訂した。日本語訳は『DSM-5-TR精神疾患の診断・統計マニュアル』（医学書院、2023年）。

ただし、被告人にパラフィリア症傾向があると、矯正施設においては性犯罪者処遇プログラム等の治療的アプローチの対象となり、また、弁護人が有罪を争わない事案では、情状立証として民間医療機関における治療の必要性＝執行猶予の必要性を主張して減軽事情とされる。本書では、裁判所が被告人の類似事実の典型であるパラフィリア症傾向を有罪の根拠としては排除しながら減軽事情に活用する裁判例を紹介し、裁判所の不均衡な傾向を批判している。

(10) 児童虐待事案における証拠法則の問題

児童虐待の増加に伴い、裁判例が増加したので、虐待の類型別に分析・紹介を行った。

他方、虐待による頭部外傷（以下「AHT」という。）についての記述は、本書から割愛することとした。筆者は、2017年から2020年の間、毎日のようにAHTに関する医学書・海外論文、脳神経外科学の教科書等を読む機会があり、複数のAHT事件の控訴審を担当した経験から、海外のAHT診断・裁判の状況につき「虐待による頭部外傷（AHT）事件の基礎知識（上、下）」警学73巻8号（2020年）106頁、9号（同年）121頁で紹介し、医師との連携上の留意点につき「子ども虐待初期対応時に求められる医学的所見の証拠化」外来小児科23巻1号（2020年）65頁で私見を述べており、これらを参照していただきたい。

ただし、AHT事件については、弁護活動が活発化し、無罪判決が増加する中、日本の裁判所の証拠の採否・事実認定に関する問題点も露呈していると感じており、その点については第14章で詳述することとした。

日本の裁判所は、児童虐待事案において、裁判員が見るべき証拠を合理的理由なく排除して隠し、聴くべきでない自称専門家の証言を聴いて非科学的な裁判をしていると思う。

裁判所が、①刺激証拠（被害児の遺体写真等）・②類似事実（被告人の過去の虐待等）・③専門書証（カルテ等の医療記録や児相の記録等）を排除し、④子供の臨床経験がほとんどない医者との鑑定証言に依拠して無罪判決を書いている実情を紹介し、読者の判断を待ちたい。

3 コロナ禍の影響

初版発行後、関連資料が膨大になりすぎて改訂作業が進捗しなかったが、2020年春、コロナ（Covid-19）自粛期間を契機に、執筆する時間的余裕ができ、5年掛けて脱稿することができた。

人類は、未知のウイルスがいる未開の地まで開発を進めて食糧を増産し、野生生物と家畜とが接しやすくなり、温暖化で古代のウイルスを含む永久凍土が溶け出すなど、今後、対応困難な未知の様々な感染症のリスクとともに生きていかざるを得なくなり、Covid-19が終息しても、「Withウイルスの世界」に生き続けることになる。

性的行為は、超濃厚接触であり、公衆衛生上の危険な行為である。相手が「安心・安全」であると確認できない限り、真の「同意」を与えることはできないはずである。裁判官の「経験則」も、「コロナ禍後の世界」に応じて変貌することが望まれる。

4 国際刑事裁判所・検事局における経験

2022年9月から、オランダのハーグ市に本拠を置く国際刑事裁判所（International Criminal Court〔ICC〕）の検事局（Office of the Prosecutor〔OTP〕）に2年間長期出張した。検事局には、世界各国から検察官・警察官らが派遣されている。ICCの依拠するローマ規程と証拠法則、各国からの同僚から学んだことなどから、証拠法則や司法面接について更なる知見を得たことも、本書の内容に反映させている。

他方、2023年の関係法の改正については、ハーグ市でニュースに接したため、参照できた資料に限りがあることをお断りしておく。2023年改正法に関する解説部分は、基本的に法務省のウェブサイト等から得た資料に基づいている。

5 本書の位置付け

本書の記述は、全て筆者の個人的見解であって、検察庁の公式見解を反映するものでは全くない。むしろ、異なる点も少なくない（特に、司法面接や類似事実に関する実務についてはその傾向が強い。司法面接について筆者の視点からは正確に知らない検察官はまだ多いと思われる。また、類似事実については

裁判所に付度しすぎてほとんど証拠調べの請求〔以下「証拠請求」という。〕すらしていないのが実情ではないかと思われる）。

個々の裁判例の分析については、被害者供述の信用性に関する考え方や捜査・公判上の留意点についての分析を試みたものであり、個別事案における事実認定、検察官の処分及び判決の当否を論じる目的はないことをお断りしておく。

無罪事件について批判的検討を試みた点については、被害者心理の理解、捜査上の留意点、裁判所の証拠採否の在り方等を踏まえた事実認定の在り方についての今後の検討課題を抽出するため等の視点のものとご理解いただきたい。

また、専門的知見の引用については、科学的に未解明な点や誤解もあるかもしれない。誤りがあればご指摘いただきたい。

なお、2022年の刑法改正により、懲役刑と禁錮刑は「拘禁刑」に一本化され、2025年6月から施行されている。本書では、過去の裁判例等については、「懲役」、「禁錮」を使用し、施行後の裁判例等については「拘禁」を使用する。

罪名についても、刑法上の性犯罪の罪名が逐次変更されているところ、過去の裁判例の紹介においては、判決当時の罪名を用い、過去の裁判例を引用しつつも、性犯罪に通有する論点について解説する場合は現在の罪名を使用している。読みにくい点をご容赦願いたい。

さらに、2022年に改訂されたICD-11により、精神疾患において、「障害」が「症」に改められ、「発達障害」は「神経発達症」、「知的障害」は「知的発達症」などと呼称が変更された。しかし、本書では、2023年改正刑法が「心身の障害」を条文上の用語として使用していることから、原則として「発達障害」、「知的障害」の呼称を用いることとし、「自閉スペクトラム症」等の個別の病名については、「……症」を用いることとしている。

2026年1月

田中嘉寿子

初版はしがき

性犯罪⁽¹⁾は、被害者の心理的被害の深刻さに配慮した捜査手法についてのマニュアル等が少なく、特に、性的虐待については、被害申告件数が少なく、その捜査に関する知見が十分に共有されていない。

筆者は、女性検事として、男性を畏怖することが多い女性・子供の被害者の取調べを不可欠とする性犯罪事件を担当することが多く、被害者やその家族のトラウマ（精神的外傷）の深刻さに触れてきた。その経験に基づき、被害者の心情に配慮した捜査こそが、性犯罪の真相を解明し、適切な量刑を得る要であるとともに、被害者の回復を促す足掛かりになり得ること、逆に、被害者への配慮のない捜査が被害者に回復困難な二次被害を与えかねないことを痛感している。

そこで、被害者に与える二次被害を最小限に留める配慮のある捜査・公判手続とは何かを模索することにより、暗数の多い性犯罪の立件、適正な捜査、処分、科刑そして被害者の回復の一助となることを祈念して、本書をしたためることとした。「被害者の痛み」をできる限り多くの捜査官に理解してもらい、二次被害を防止できれば幸いである。

なお、本書の記述は、全て筆者の個人的見解であることをお断りしておく。

2013年12月

田中嘉寿子

(1) 本書では、「性犯罪」として、強姦と強制わいせつ（刑法176条～181条）を主に扱う。ただし、これらと関連し、又は、認定落ちとして成立し得る児童福祉法違反（淫行）、痴漢（迷惑防止条例違反）、青少年健全育成条例違反等や、並行して行われることが多い児童ポルノ製造等についても言及する。

凡 例

【法令等表記】

略語は、原則として有斐閣の六法全書に従う。

判例の表記は、別記略語を用い、次の例による。

大審院判決昭和7年3月1日大審院刑事判決録11巻232頁
 = 大判昭7・3・1 刑録11巻232頁

【判例集等略語】

刑録	大審院刑事判決録
刑集	大審院刑事判決集
刑集	最高裁判所刑事判例集
民集	最高裁判所民事判例集
裁集	最高裁判所裁判集刑事
高刑集	高等裁判所刑事判例集
東時	東京高等裁判所刑事判決時報
高検速報	高等裁判所刑事裁判速報（集）
裁判特報	高等裁判所刑事裁判特報
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
刑月	刑事裁判月報
D1/DB	第一法規 法情報総合データベース
LEX/DB	TKCローライブラリー
LLI/DB	判例秘書

【雑誌類略語】

警学	警察学論集
刑弁	季刊刑事弁護
刑ジャ	刑事法ジャーナル

ジュリ	ジュリスト
論究ジュリ	論究ジュリスト
曹時	法曹時報
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ
ひろば	法律のひろば
法教	法学教室
法時	法律時報
法セ	法学セミナー

【文献略語】

- 安藤・精神鑑定 安藤久美子『精神鑑定への誘い——精神鑑定を行う人のために、精神鑑定を学びたい人のために』（星和書店、2016年）
- ウィズネス・性虐待 グループ・ウィズネス編『性虐待を生きる力に変えて——大切な存在であるあなたへ（1～6）』（明石書店、2004～2005年）
- 植村・情況証拠 植村立郎『実践的刑事事実認定と情況証拠〔第4版〕』（立花書房、2020年）
- 大阪PT・性暴力と刑事司法 大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編『性暴力と刑事司法』（信山社、2014年）
- 加納・フォレンジック看護 加納尚美ほか編『フォレンジック看護——性暴力被害者支援の基本から実践まで』（医歯薬出版、2016年）
- 刑事50選 小林充＝植村立郎編『刑事事実認定重要判決50選〔補訂版〕（上、下）』（立花書房、2007年）
- SACHICO支援シリーズ 性暴力救援センター・大阪SACHICO編『性暴力被害者の総合的・包括的支援シリーズ1 性暴力被害者の法的支援——性的自己決定権・性的人格権の確立に向けて』（信山社、2017年）、『同シリーズ2 性暴力被害者の医療的支援——リプロダクティブ・ヘルス&ライツの回復に向けて』（同、2018年）、『同シリーズ3 性暴力被害者への支援員の役割——リプロダクティブ・ライツをまもる』（同、同年）

ジェニー・虐待	キャロル・ジェニー編（溝口史剛ほか監訳）『子どもの虐待とネグレクト——診断・治療とそのエビデンス』（金剛書房、2013年）
白川・被害者心理	白川美也子「性犯罪被害者の心理を理解するために」刑弁35号（2003年）109頁
最判解	最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説刑事篇（昭和29年度～）』（法曹会、1955年～）
大コメ刑法	大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法〔第3版〕（1～13巻）』（青林書院、2013～2021年）
高橋・各論	高橋則夫『刑法各論〔第4版〕』（成文堂、2022年）
仲・司法面接	仲真紀子編著『子どもへの司法面接——考え方・進め方とトレーニング』（有斐閣、2016年）
中川・悪性格	中川武隆『悪性格と有罪推認——イギリス控訴院判例の分析』（信山社、2019年）
西田＝橋爪・総論	西田典之（橋爪隆補訂）『刑法総論〔第3版〕』（弘文堂、2019年）
西田＝橋爪・各論	西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論〔第7版〕』（弘文堂、2018年）
ネルソン小児科学	Robert M.Kliegmanほか編（衛藤義勝監修）『ネルソン小児科学〔原著第19版〕』（エルゼビア・ジャパン、2015年）
橋爪 a	橋爪隆「不作為と共犯をめぐる問題」法教422号（2015年）86頁
橋爪 b	橋爪隆「性犯罪について(1)、(2)」警学73巻3号（2020年）137頁、同4号（同年）146頁
橋爪 c	橋爪隆「非接触型のわいせつ行為について」研修800号（2020年）3頁
橋爪 d	橋爪隆「性犯罪に対する処罰規定の改正等について(1)～(3・完)」警学77巻8号（2024年）1頁、10号（同年）123頁、11号（同年）102頁
被害者ハンドブック	性犯罪捜査研究会編著『性犯罪被害者対応ハンドブック〔再訂版〕』（立花書房、2008年）

- フィンケル・性虐待 マーティン・A・フィンケル＝アンジェロ・P・ジャル
ディーノ編（柳川敏彦ほか監訳）『子どもの性虐待に関する
医学的評価——プラクティカルガイド』（診断と治療社、
2013年）
- 辻脇 a 辻脇葉子「同種前科・類似事実による立証——『起訴され
た犯罪行為と密接不可分に結合する』犯罪行為の立証」明治
大学法科大学院論集18号（2016年）51頁
- 辻脇 b 辻脇葉子「類似事実による立証と偶然の理論」明治大学法科
大学院論集21号（2018年）139頁。
- 原田退官 『新しい時代の刑事裁判——原田國男判事退官記念論文集』
（判例タイムズ社、2010年）
- 前田・各論 前田雅英『刑法各論講義 [第5版]』（東京大学出版会、2011
年）
- 宮地・トラウマ 宮地尚子編著『トラウマとジェンダー——臨床からの声』
（金剛出版、2004年）
- 村・裁判のしくみ 村和男監修『裁判のしくみ絵事典——トラブル解決のルー
ル！ 基本の流れから裁判員制度まで』（PHP研究所、2012
年）
- 量刑実務 大阪刑事実務研究会編著『量刑実務大系（1～5巻）』（判例
タイムズ社、2011～2013年）
- 山本・物語 山本登志哉編著『生み出された物語——目撃証言・記憶の
変容・冤罪に心理学はどこまで迫れるか』（北大路書房、
2003年）
- 山本・累犯 山本譲二『累犯障害者』（新潮社、2006年／新潮文庫、2009年）

目 次

第2版はしがき

初版はしがき

凡 例

第1編 性犯罪

第1章 性犯罪の特質

第1 性犯罪の統計と実態	3
1 強盗罪と2017年改正刑法における強制性交等罪の比較	3
2 暗数の推計	4
3 被害届出率が低い原因	5
第2 被害者に対する二次被害防止の必要性	6
1 2つの「レイプ神話」	6
2 被害者への二次被害防止が捜査・公判に必要な理由	10
第3 性被害者の5つ（回避、抵抗、逃走、援助要請、直後開示）の不作为	12
1 裁判所の「経験則」の前提である一般的被害者像と性被害者との相違	12
2 民事のセクシュアル・ハラスメント訴訟との比較	14
3 捜査官は性被害者の抵抗困難理由を知っておくべき	15
4 性被害者の反応に関する実態調査研究	17

第4 性被害者の抵抗等の困難性に関する専門的知見	17
1 抵抗等の困難性の原因に関する様々な分野における専門的知見の概要	17
2 性被害者の5F反応	20
3 性虐待順応症候群	29
4 思いやり・絆反応 (Tend-and-Befriend Response)	35
5 周トラウマ期解離 (急性解離反応)	36
6 凍結反応	39
7 ストレス学説 (汎適応症候群)	41
8 ポリヴェーガル理論	48
9 防災心理学①——正常性バイアス	53
10 防災心理学②——凍り付き症候群	61
11 友好反応による回避の困難性	62
12 身体の生理的反応	67
13 防衛機制による直後開示の困難性	68
14 加害者が利用する被害者のストレス反応	70
15 性被害後のトラウマ反応	71
第5 記憶のメカニズムと供述との関係	80
1 記憶に関する脳の構造	80
2 通常の記憶過程	81
3 トラウマ記憶の特殊性	82
4 供述心理学者による供述鑑定の問題点	87
5 子供は本当に被暗示性が高いのか	93
6 供述心理学者の鑑定が控訴審で否定された事例——性虐待順応症候群への 無理解	99
7 小 括	103
第6 被害後の性被害者が示す心理状態の12段階	104
1 悲嘆の12段階との類似	104
2 捜査官が直面する被害者の悲嘆	105
第7 性被害者を苦しめる「安全神話」	107
1 「安全神話」とは	107

2	性被害者の自責感	108
3	被害者バッシングの心理	108
第8	心理治療の必要性	109
1	初期治療の必要性	109
2	公費負担	110
3	被害者に説明すべき事項	110
4	留意事項	110
 第2章 性犯罪に関する実体法・刑法		
第1	性犯罪の概要	111
1	刑法上の性犯罪（2017年・2023年各改正後）	111
2	特別法上の性犯罪	113
3	非親告罪化と告訴の意義	114
4	性犯罪の公訴時効期間	116
5	法改正の背景にある性犯罪をめぐる諸事情	119
6	2017年刑法改正後の性犯罪に対する政府の取組	122
7	本書のスタンス	123
第2	不同意わいせつ罪・不同意性交等罪（総論）	124
1	2023年改正の趣旨	124
2	条文の構造と内容（176条、177条）	125
3	保護法益	126
4	主 体	127
5	客 体	132
6	行為者と客体との年齢差要件（3項）の趣旨	133
7	同意しない意思の形成・表明・貫徹が困難な状態	136
8	困難状態の判断要素	139
9	性的同意	147
10	「消極的同意」論は排斥されるべきこと	150

第3	原因行為・原因事由総論（1項柱書）	156
1	原因行為・原因事由の性質	156
2	原因行為・事由の分類——旧法との関係	157
3	程 度	157
4	困難状態の利用	157
5	原因行為・原因事由と着手時期・既遂時期との関係	157
第4	原因行為・原因事由1（1項1号）——暴行・脅迫	160
1	条 文	160
2	意 義	160
3	程 度	162
4	暴行・脅迫と「困難状態」との因果関係に関する判断要素	163
5	「性交随伴有形力」概念を根絶すべきこと	167
6	欺罔による脅迫	168
7	性的行為未着手の場合の着手時期	170
8	強盗を伴う場合	171
第5	原因行為・原因事由2（1項2号）——心身の障害	171
1	条 文	171
2	意 義	172
3	心身障害による困難状態の例	172
4	性的行為未着手の場合の着手時期	173
5	知的障害者の性的同意能力	174
6	改正前の裁判例	176
7	発達障害の裁判例	178
第6	原因行為・原因事由3（1項3号）——アルコール・薬物	178
1	条 文	178
2	意 義	179
3	着手時期	179
4	飲酒量の特定方法	180
5	飲酒経緯・泥酔状況に関する被害者の聴取事項	181
6	被害者の飲酒酩酊に乗じた性犯罪の裁判例	182

7 薬物の種類の特定	183
8 違法薬物を摂取させた場合	184
9 いわゆる「レイプ・ドラッグ」(処方薬)を摂取させた場合	185
10 行為者の原因行為の間接事実	187
11 被害者の供述の信用性	187
12 薬物摂取に関する裁判例	189
13 性交等の既遂が立証困難な場合等に検討すべき犯罪	190
14 酒と併用した場合の薬物による反応	192
15 麻酔薬の影響下にある場合	194
 第7 原因行為・原因事由4(1項4号)——睡眠・意識不明瞭	196
1 条 文	196
2 意 義	196
3 行為者の種類	198
4 裁判例	199
 第8 原因行為・原因事由5(1項5号)——いとななし(唐突型)	199
1 条 文	199
2 意 義	199
3 時間的余裕の有無の判断	200
4 着手・既遂	201
5 裁判例	201
 第9 原因行為・原因事由6(1項6号)——予想外の事態直面	202
1 条 文	202
2 意 義	202
3 「予想と異なる事態に直面」させられたこと	203
4 被害者が「恐怖又は驚愕」したこと	204
5 回避の不作为の理由の聴取例(Vが上司Aにラブホテルに連れ込まれてレイプされた場合)	205
 第10 原因行為・原因事由7(1項7号)——虐待	206
1 条 文	206

2 意 義	206
3 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪との関係	208
4 デートDV	208
5 被害者の聴取事項	209
6 常時反抗抑圧状態にあるという意味	211
7 専門家の協力	211
 第11 原因行為・原因事由8（1項8号）——地位利用	212
1 条 文	212
2 意 義	212
3 被害者が「同意」言動をしていた場合の真の同意の有無	214
4 地位利用型の種類と問題点	218
5 捜査すべき事項	221
6 セクハラ事案で強制わいせつ罪が認められた有罪例	223
7 施設職員と利用者	225
8 親子・親族関係	227
9 雇用者と労働者等（又はこれに類似した関係——職場におけるセクハラ等）	233
10 教師等の学業指導者と生徒（スクール・セクハラ）	240
11 スポーツの指導者と選手	246
12 宗教指導者と信者	253
13 その他	257
14 情 状	260
 第12 欺罔・誤信利用（2項）	260
1 条 文	260
2 1項との関係	260
3 行為のわいせつ性に関する誤信	261
4 行為者に関する誤信	266
 第13 わいせつな行為（176条）	267
1 意 義	267
2 判例（行為者の性的意図の要否：消極）	267

3	わいせつ性の判断要素	269
4	わいせつ行為の3類型	269
5	わいせつ行為の第1類型	270
6	わいせつ行為の第2類型（総論）	271
7	わいせつ行為の第2類型（各論）1 —— 接触型	274
8	わいせつ行為の第2類型（各論）2 —— 非接触型	281
9	わいせつ行為の第3類型	284
10	正当行為等	286
第14	性交等（177条）	286
1	「性交等」に関する2017年・2023年刑法改正の概要	286
2	性交等の種類	287
第15	主観的要件	289
1	故意の要素	289
2	原因行為又は原因事由の認識・認容	290
3	被害者の困難状態（不同意）	292
4	性的行為	294
5	被害者の年齢	294
第16	量 刑	295
1	量刑因子	295
2	裁判例	297
第17	罪 数	298
1	年齢誤信	298
2	同一被害者に対する複数回の犯行	298
3	複数被害者に対する同一機会の犯行	299
4	不同意わいせつ罪と不同意性交等罪	299
5	強盗罪との関係	299
6	他罪との関係	300

第18 準強制わいせつ罪・準強制性交等罪	302
1 条文（旧178条）	302
2 趣 旨	303
3 行 為	303
4 心神喪失、抗拒不能	303
5 身体的抗拒不能の場合	304
6 心理的抗拒不能の場合	304
7 故 意	305
第19 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪	305
1 条文（179条）	305
2 2017年刑法改正により新設された趣旨	305
3 主体——現に監護する者	306
4 客体——18歳未満の者	308
5 行 為	309
6 被害者が同意していても本罪は成立する	310
7 故 意	311
8 有罪裁判例（被告人否認）	312
9 監護者性交等罪の有罪裁判例（自白事件）	324
10 監護者わいせつ罪の有罪裁判例（自白事件）	327
11 監護者性交等罪の無罪裁判例	328
12 罪 数	329
13 他罪との関係	329
第20 不同意わいせつ致傷罪・不同意性交等致傷罪	330
1 条文（刑法181条）	330
2 本罪の構造	331
3 死傷の原因となる行為	331
4 被害者を自動車に連れ込む場合の着手時期等との関係	333
5 受傷時期の特定	334
6 因果関係の特定	335
7 傷害の内容	336
8 身体的傷害	336

9	性感染症、各種ウイルス感染症	338
10	薬物中毒	339
11	PTSD等の精神的後遺症	341
12	故 意	344
13	共 犯	346
第21	強盗・不同意性交等罪及び同致死罪	346
1	条文（241条）	346
2	2017年刑法改正の趣旨	347
3	主 体	347
4	客 体	347
5	傷害の結果が生じた場合	348
6	適用範囲	348
7	不同意性交等犯人が強盗罪を犯す場合	348
8	未遂罪	352
9	強盗・不同意性交等致死罪、強盗・不同意性交等殺人罪（241条3項）	353
10	行為者の目的に関する事実認定上の留意事項	354
11	量 刑	355
12	強盗と不同意わいせつの機会における致傷	356
第22	性的グルーミング罪（16歳未満の者に対する面会要求等）	357
1	条文（182条）の概要	357
2	制定趣旨等	358
3	わいせつの目的	358
4	要求行為	358
5	不同意わいせつ罪・不同意性交等罪との関係	359
第23	略取・誘拐罪	360
1	条 文	360
2	保護法益	361
3	主 体	361
4	客 体	361
5	行 為	362

6	故意	362
7	他罪との関係	363
8	未成年者誘拐罪の裁判例	363
9	わいせつ目的略取・誘拐罪のみの裁判例	366
10	わいせつ目的誘拐罪と性犯罪の裁判例	367
11	未成年者に対するわいせつ目的略取罪と性犯罪	372
12	睡眠薬等を用いたわいせつ目的略取罪と準強制性交等罪	373
13	今後の課題	377
第24 証人威迫罪		378
1	条文（105条の2）	378
2	保護法益	378
3	行 為	378
4	性犯罪事件における証人威迫罪	379
5	裁判例	379

第3章 性犯罪に関する実体法・特別法

第1 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）		381
1	制定経緯	381
2	法の目的（1条）	381
3	保護法益	382
4	禁止行為の概要	382
5	性的姿態等撮影罪（2条）	383
6	性的影像記録提供等罪（3条）	389
7	性的影像記録保管罪（4条）	390
8	性的姿態等影像送信罪（5条）	391
9	性的姿態等影像記録罪（6条）	392
10	没収（8条）	392
11	押収物の記録の消去等（9～38条）	393

12 原本の没収対象範囲等	393
第2 児童福祉法	396
1 条文（淫行〔60条1項、34条1項6号〕）	396
2 保護法益	396
3 主 体	396
4 客 体	396
5 「淫行」	397
6 「淫行させる」	398
7 「事実上の影響力」を与える行為者の例	398
8 助長・促進行為の例	401
9 淫行の内容及び淫行に至る動機・経緯	402
10 児童の年齢、心身の発達状況	403
11 その他当該児童の置かれていた具体的状況	403
12 他罪との関係	404
13 共 犯	405
14 児童に対するいわゆる「AV出演強要」	405
第3 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保 護等に関する法律（児童ポルノ法）	406
1 2014年改正の趣旨・概要	406
2 児童の意義	407
3 児童の年齢の推定規定（9条）	407
4 国外犯（10条）	407
5 両罰規定（11条）	407
6 児童買春	408
7 児童ポルノの意義等	409
8 児童ポルノに関する禁止行為（7条）	411
9 児童ポルノ該当性の確認における留意事項	414
10 裁判例——実母が娘の児童ポルノを撮影・製造していた事例	414
11 児童ポルノ根絶への取組	414
12 罪数・他罪との関係	415
13 被害児童への配慮	417

第4	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）	418
1	制定の趣旨	418
2	他罪との関係	418
3	「私事性」の意義	418
第5	軽犯罪法	419
第6	迷惑防止条例	419
1	条例の目的（保護法益）	419
2	卑わい行為の禁止	420
3	卑わい言動	420
4	場 所	421
5	盗撮行為	423
6	痴漢行為	424
7	複数の都道府県条例が関与する場合	450
8	他罪との関係	450
9	防止対策への期待	450
第7	青少年健全育成条例	451
1	淫行罪	451
2	淫行罪以外の規定	452
3	他罪との関係	453
第8	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	453
1	概 要	453
2	迷惑防止条例におけるストーカー的行為の規制	453
第9	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）	454
1	制定の趣旨	454

2	同法の概要	454
3	罰則の概要	455
4	警察の取組	456
5	捜査上の留意事項	456
6	その他の犯罪に該当する場合	458

第4章 心身に障害のある被害者に関する捜査上の留意事項

第1	被害者の身体障害（2号-1）	461
1	身体障害とは	461
2	身体障害者が性被害に遭いやすいこと	463
3	身体障害による困難状態	463
第2	被害者の知的障害（2号-2）	465
1	知的障害の意義	465
2	知的障害者に対する社会的配慮	467
3	重度～中等度の知的障害者の性被害	468
4	軽度知的障害者の性被害に関する問題の所在	469
5	軽度知的障害者が性被害に遭いやすいこと	470
6	被害者が被害申告を希望しない場合があり得ること	471
7	軽度知的障害者の聴取上の留意事項	474
8	知的障害者の供述の特性	480
9	迎合性の高さに留意すべきであること	483
10	同意能力に関する聴取	484
11	供述を回避しようとしがちである	488
12	日時に関する質問の問題点	489
13	「なぜ」禁止	489
14	虚言・矛盾供述の追及について	490
15	行為者の故意（被害者の知的障害の認識）	492
第3	被害者の発達障害（2号-3）	492
1	発達障害の定義	492

2	自閉スペクトラム症（ASD）とは	493
3	注意欠如多動症（ADHD）とは	495
4	発達障害者が性被害に遭いやすいこと	495
5	捜査官から見た発達障害（疑い）の被害者	499
6	診断・検査の必要性	503
7	立証上の問題点	504
8	発達障害者に対する司法面接の留意点	504
9	「アスペー」な人を見つけて理解を深めよう	508
第4	被害者に精神障害がある場合	510
1	精神障害とは	510
2	精神障害者の困難状態	510
3	被害者が精神障害者でもその供述の信用性が認定された裁判例	511
4	一時的な精神障害	512

第5章 性犯罪捜査における一般的留意事項

第1	性犯罪の主な争点	513
第2	事件性に関する捜査上の留意点	514
1	事件性が争点になる事案	514
2	性的行為の客観証拠がある場合	514
3	性的行為の客観証拠がない場合	517
第3	犯人性に関する捜査上の留意点	520
1	犯人性が争点になる事案	520
2	被害直後に被害申告がなされた場合の客観証拠収集に関する初動捜査	520
3	DNA型鑑定	522
4	指掌紋・足跡痕等	526
5	各種画像	528
6	GPS等による位置情報	532
7	スマホ・パソコン等のデータ	534

8	その他の客観証拠	536
9	客観証拠がない場合の犯人性の立証	537
第4	被害者の不同意・困難状態に関する捜査上の留意点	540
1	被害者の不同意・困難状態が争点となる事案	540
2	間接事実優先型・事実上の推定利用の証拠構造	540
3	行為者と被害者との関係性における考慮要素	541
4	性的行為に至る経緯における考慮要素	542
5	被害申告経緯	545
第5	被告人の故意が争点の場合	546
1	故意の意義	546
2	故意の認定における客観的事実の重要性	546
3	不同意性交等罪における故意	547
4	被告人の同意誤信を一般人の視点からを否定した有罪裁判例	547
5	故意の認定枠組み	551
6	基準となる「一般人」像	552
7	特段の事情	552
8	年齢誤信弁解	554
9	不同意わいせつ罪の故意に関する捜査上の留意点	555
10	不同意わいせつ罪・不同意性交等罪が認定し得ない場合	555
第6	被害直後の初動捜査における被害者への配慮	556
1	被害者から通報電話を受けたとき	556
2	現場への臨場方法	557
3	指定被害者支援要員制度の活用	558
4	性犯罪捜査証拠採取セット	559
5	移動式被害者用事情聴取室（被害者支援用車両）の活用	559
6	被害者の写真撮影	559
7	産婦人科の受診	560
8	臨場時に被害者に掛けるべき言葉	560
9	受 診	564

第7 実況見分への被害者の立会い	567
1 犯行現場の実況見分	567
2 再現実況見分	569
第8 被害者に言ってはならない言葉・言うべき言葉	571
第9 告 訴	573
1 告訴権者	574
2 検察官による告訴権者の指定	574
3 年少者や知的障害者の告訴能力	574
4 都道府県警本部の告訴センター	575
5 年少被害者の親が取消し等を希望する場合	575
6 示談交渉による告訴の取消し	577
第10 性被害者の聴取事項	578
1 犯人の特定	579
2 罪 体	579
3 供述の信用性に関する事情	580
4 情状等	580
5 具体的説明	581
第11 被害者の供述の信用性（総論）	585
1 問題の所在	585
2 供述の信用性の判断基準	585
3 供述の信用性の判断要素	587
4 供述の正確性に関する弁護人の弾劾方法	588
第12 観察の正確性	589
1 客観的観察条件	589
2 主観的観察条件1 —— 恒常的な観察能力	590
3 主観的観察条件2 —— 可変的な観察条件	592

第13 記憶の正確性	593
1 時間の経過による忘却	593
2 記憶の汚染	593
第14 表現の正確性	594
1 意 義	594
2 客観証拠との整合性	595
3 他者の供述との整合性	604
4 自己矛盾 —— 供述の一貫性、不合理な変遷	607
5 経験則・論理則との整合性、矛盾	609
6 供述心理学者が主張する「非体験性兆候」	610
7 行為者の「動機」に関する裁判所の「経験則」の問題	615
8 被害者の供述が「経験則」に反して不自然だと誤解されやすい要素	616
第15 証人の信用性	618
1 意 義	618
2 故意の虚偽供述	619
3 過失による誤供述	623
第16 被害者の聴取方法	626
1 取調べの構造化	626
2 PEACEモデルにおける聴取構造	627
3 PEACEモデルと司法面接プロトコル	629
4 事前準備と聴取計画の策定	629
5 ラポール形成と約束事の説明	636
6 終 結	640
7 事後評価	643
8 「評価」ではなく「事実」を聴取すべきこと	643
第17 「事実の聴取」の4段階構造と発問方法	644
1 4段階の構造	644
2 質問の種類	645
3 聴取段階における発問方法	645

4	確認段階における発問方法	650
5	不適切な質問方法	660
6	聴取時の禁忌（避けるべきこと）	664
7	追及段階における発問方法	672
8	説得段階における発問方法	682
第18 性被害者の不作為について質問する方法		684
1	捜査官が被害者に「なぜ」を多用して二次被害を与えがちな理由	684
2	被害者に対し「なぜ」質問が原則禁止である理由	686
3	「なぜ」（主観的事情）の代わりに「どういうことから」（外部的事情）を使う	687
4	困難状態と5つの不作為との関係	688
5	困難状態について質問すべき段階	689
6	困難状態に関する質問の順序	689
7	前提事実	690
8	移行説明	690
9	客観的事実の要約確認	691
10	作為不可能性	691
11	作為困難性	692
12	作為の不確実性	693
13	作為の危険性	694
14	他行為可能性	694
15	消極的抵抗・逃走	695
16	迎合状況	696
17	感情	697
18	周トラウマ期解離症状・凍結反応に関する被害者の供述例	698
19	抵抗・逃走・援助要請の不作為の理由の聴取例	699
20	直後開示の不作為の理由の聴取	703
21	有罪裁判例における被害者供述の評価	709
22	迎合メール問題	709
第19 被害感情やPTSD症状等の聴取方法		711
1	PTSD症状チェックリストの活用	711

2	PTSD症状チェックリストを使用する際の留意事項	713
3	PTSD症状チェックリストを活用した不同意性交等罪被害者の調書記載例	713
第20	被害者のPTSD等の立証と専門家の鑑定	717
1	被害者の心理状態・精神状態への配慮の必要性	717
2	PTSDに関する捜査上の留意点	718
3	「被害者の心理状態・精神状態」の専門家による立証の重要性	718
4	被害者鑑定が必要な場合	719
5	依頼すべき専門家	719
6	専門家の探し方	720
7	鑑定の概要	721
8	鑑定依頼時の留意事項	722
9	被害者のPTSD等を情状として立証する場合	722
第21	公判段階における被害者への配慮	724
1	公判準備段階	724
2	被害者の証人尋問を極力回避する	725
3	被害者の公判への参加	725
第22	被害者が男性の場合	726
1	男性の被害者	726
2	多数の男性被害者の例とその原因	726
3	男性被害者についての誤解と真実	727
4	男性加害者の男性被害者に対する性犯罪の動機	729
5	今後の課題	729
第23	被害者が性的マイノリティの場合	730
1	性的マイノリティとは	730
2	性的マイノリティの人々に対する性犯罪の問題点	731
第24	被疑者が少年の場合	733
1	被害者への配慮と説明の必要性	733

2 被害者が家裁の審判で証人尋問を受ける場合	733
3 家裁における被害者のための各種制度	733

第6章 司法面接

第1 子供に優しい司法手続に関する国際標準	735
1 子供に優しい司法手続に関する国際的な動向	735
2 米 国	736
3 バーナフス・モデル	738
4 英 国	741
第2 2023年改正刑訴法321条の3	744
1 沿 革	744
2 改正の趣旨	745
3 供述者	746
4 対象となる証拠	748
5 伝聞例外として証拠能力を認める要件	754
6 面接者	757
7 証拠としての取調べ方法	760
8 本条による伝聞例外の必要性和相当性等	763
9 本条の問題点と今後の課題	765
第3 司法面接とは	768
1 意 義	768
2 目的①——子供の負担軽減	769
3 目的②——供述の正確性の向上	772
4 日本で研修が受けられる司法面接プロトコル	772
5 従来の取調べと司法面接との異同	774
6 司法面接プロトコルと証人尋問に関する刑訴規則との類似	776
7 司法面接と心理療法との異同	778
8 司法面接と被害者鑑定との類似	778
9 司法面接の対象者	779

第4 子供の年代別の配慮	780
1 未就学児（2歳8か月～5歳頃）	780
2 小学生程度（6～11歳頃）	783
3 中高生程度（11歳頃～17歳）	785
第5 司法面接プロトコルが開発された心理学・社会的背景	790
1 1980年代頃	790
2 1990年代～2000年代	790
3 2000年代以後	791
第6 司法面接導入直前頃の子供の供述の信用性に関する裁判例	792
1 裁判例①（京都地宮津支判平26・6・9）—— 強制わいせつ：第一審・無罪、 控訴審・検察官控訴棄却、確定	793
2 裁判例②（仙台高判平27・3・10）—— 強制わいせつ：第一審（仙台地判平 26・8・15 LEX/DB25506190／LLI/DB06950697）・有罪、控訴審・原判決破 棄・自判、無罪（確定）	794
3 裁判例③（東京高判平26・9・9）—— 強制わいせつ：第一審・無罪、控訴 審・検察官控訴棄却、確定	796
4 裁判例④（前掲東京高判平26・5・2）—— 強制わいせつ：第一審・有罪、 弁護人控訴・上告棄却、確定	800
第7 多機関連携チーム（MDT）	801
1 通 達	801
2 全件共有の必要性	802
第8 虐待通告制度の改善 —— RIFCR TM （リフカー）普及の必要性	804
1 RIFCR TM （リフカー）とは	804
2 効 用	804
3 RIFCR TM （リフカー）による通告の例	805
4 日米における虐待通告制度の比較	806
5 今後の課題	806

第9 司法面接を行う場所・設備	808
1 待合室	808
2 面接室	809
3 モニター・ルーム	811
4 出張先での面接	811
第10 司法面接の構造	811
1 MDTによる司法面接の構造	811
2 1回のセッションの時間	812
3 子供が虐待事実を開示しない場合	812
4 聴取回数	814
5 面接補助者の役割	815
6 セッション中のブレイクの取り方	815
第11 事前準備及び事前ミーティング	816
1 面接者	816
2 モニター・ルームに入るMDTメンバー	817
3 拡大司法面接の要否・内容	818
4 面接の日時・場所	818
5 聴取事項	818
6 ブロック（供述阻害要因）の予測分析	818
7 ブロック対策の検討	822
8 子供への事前説明	827
9 非加害親への通知・説明	828
10 家裁の手續との関係	830
第12 拡大司法面接	831
1 問題の所在	831
2 拡大司法面接の必要性	832
3 拡大司法面接の相当性	833
4 拡大司法面接の合理性	833
5 拡大司法面接の実施	834
6 拡大司法面接の準備	834

7 拡大司法面接のプロセス	835
8 捜査側のニーズによる重複面接をすべきでないこと	836
第13 司法面接の第1段階：ラポール形成	837
1 意 義	837
2 自己紹介	837
3 子供の氏名・年齢等の確認	838
4 約束事の説明	838
5 録音・録画の説明	841
6 MDTの説明	841
7 子供について知る	841
8 エピソード（出来事）記憶の語り練習	843
9 その他のラポール形成上の留意事項	844
第14 司法面接の第2段階：本題への移行	846
1 オープン・インヴィテーション	846
2 代替インヴィテーション	847
3 家族情報の詳細聴取、人体図による呼称確認及び身体接触に関する話（CFP）	850
4 子供が開示しない場合	852
第15 司法面接の第3段階：事実の聴取	853
1 聴取の流れ	853
2 被害事実が複数回にわたる場合	853
3 自由報告	856
4 詳細確認	869
5 子供の供述の変遷に関する確認	881
6 感情・思考に関する質問	882
7 補助具を使用する確認方法（CFP）	882
8 人体図による確認（CFP）	884
9 人形再現（CFP）	886
10 構成要件の特定	890
11 他の仮説の探求	893

12	開示経緯に関する質問	894
13	客観証拠の提示	898
第16	司法面接において避けるべき発問方法	910
1	示唆とは	910
2	言語的方法による示唆	910
3	非言語的方法による示唆	910
4	「はい・いいえ」質問	911
5	誘導質問	912
6	誤導質問（タグ質問）	913
7	二者択一質問	914
8	示唆的質問	914
9	長文質問	915
10	複文質問	916
11	多重質問	917
12	重複質問	918
13	散漫質問	919
14	否定型の質問	919
15	仮定の質問	920
16	スクリプト記憶と出来事記憶を区別しないでする質問	920
第17	司法面接の第4段階：終結手続	921
1	終了告知	921
2	供述の追加・訂正の機会を与える	922
3	質問受付	923
4	不安を扱う	923
5	安全確認	924
6	連絡先の教示	924
7	謝 辞	924
8	中立化	925
第18	事後ミーティング	926
1	供述内容の評価	926

2 機関ごとの役割の確認	926
3 録音・録画記録媒体	926
第19 系統的全身診察	927
1 系統的全身診察の意義	927
2 系統的全身診察の目的	927
3 系統的全身診察の効用	927
4 過去の負傷についての聴取の重要性	928
5 司法面接と同様の配慮	929
6 司法面接とセットで行う必要性	930
7 系統的全身診察の課題	930
第20 コーチング疑いに対する対策	931
1 問題の所在	931
2 被害申告から司法面接までの間における留意事項	931
3 司法面接中におけるコーチング疑いに対する対策	931
4 司法面接外におけるコーチング疑いに対する対策	934
5 幼児の供述の信用性を認めた裁判例	937
6 付添人である非加害親の供述調書例	938
第21 司法面接のピア・レビュー	940
1 ピア・レビューの意義	940
2 ピア・レビューの目的	940
3 ピア・レビューの必要性	940
4 ピア・レビューの参加者	941
5 ピア・レビューの方法	941
第22 専門家の知見の活用	943
1 改正刑法案に対する附帯決議	943
2 被害者に関する精神科医等による鑑定書の記載事項	944
3 被害者の供述の信用性に関連する事項	944
4 被害者の証言の可否等に関連する事項	945
5 情 状	946

6	鑑定結果の記載方法	946
7	鑑定嘱託経緯の記録	947
8	鑑定資料	947
9	各種検査	948
10	鑑定書作成上、鑑定人に留意してもらうべき事項	948
11	鑑定書の形式面のチェック	950
12	鑑定人の証言上の留意事項	950
 第23 司法面接に関する裁判例		951
1	同意書面（刑訴法326条）	951
2	証言の相反性による伝聞例外（刑訴法321条1項2号後段）	951
3	供述不能による伝聞例外（刑訴法321条1項2号前段）	955
4	参考——供述不能の被害者等の供述を聞いた者の証言に証拠能力を認めた 事例（刑訴法324条2項、321条1項3号）	960
5	米国で認められる伝聞例外ないし非伝聞	963
 第24 模擬司法面接用シナリオ		964

第7章 不起訴

第1 不起訴処分の意義		976
1	性犯罪における不起訴処分	976
2	起訴・不起訴に関する基本原則	976
 第2 不起訴処分の種類		977
1	嫌疑不十分	977
2	起訴猶予	978
3	訴訟条件を欠く場合	978
4	被疑者を処罰し得ない場合	979
5	中止処分	979
6	再 起	979

第3	被害者が不起訴処分に対してできること	980
1	不起訴に関する情報を得る	980
2	不起訴処分に対して不服申立てを行う	980
3	不起訴記録を閲覧する	981
第4	検察官が不起訴処分時に留意すべき事項	982
1	不起訴理由の被害者への口頭説明	982
2	検察審査会制度についての教示	982
3	弁護士・被害者支援団体等の紹介	982
第5	嫌疑不十分となる事件	983
1	客観証拠がない	983
2	被害者供述の信用性が担保されない	983
3	被疑者の弁解を不合理だとして排斥し難いこと	986
4	被害者供述を前提としても犯罪立証が困難な場合	986

〈※ 以上は本書【上】に掲載、以下は本書【下】に掲載〉

第8章 性犯罪事件の証拠構造

第1	証拠構造とは	989
1	意義	989
2	証拠構造に関する法的根拠等	989
3	種類	990
4	従来の直接証拠型立証の問題点（被害者断罪型）	993
第2	間接事実優先型の証拠構造	996
1	間接事実優先型の証拠構造	996
2	「争いのない事実及び客観証拠から認定できる事実」	997
3	争点の特定	997
4	争点に関する被告人と被害者との主張と証拠評価	998

第3 間接事実の評価方法	1000
1 総合評価と断片的評価	1000
2 具体的可能性と抽象的可能性	1000
3 一次的間接事実と二次的間接事実	1001
第4 弁護人が客観的な間接事実の推認力を争う方法	1002
1 客観的間接事実の推認力を争う4つの方法	1002
2 検察官が行うべき反論	1002
3 21座位ではなく15座位のDNA型親子鑑定の信用性が肯定された性的虐待による出産事例	1003
第5 性犯罪の証拠構造	1004
1 2023年刑法改正前の「事実上の推定」型の事実認定	1004
2 参考：英国性犯罪法における法律上の推定規定	1008
3 2023年刑法改正後の「事実上の推定」の在り方	1010
4 被告人から主張されやすい「特段の事情」とその対策	1011
5 特段の事情の合理性の判断要素	1014
第6 間接事実の種類と評価	1016
1 間接事実を分析する視点	1016
2 時系列的分析	1016
3 違法行為と適法行為の差異・乖離	1018
4 人・物・金・情報の構成要素	1019
5 犯行の完遂に必要不可欠な事情	1021
6 犯人性に関する間接事実	1022
第7 間接事実を推認させる客観的な間接証拠	1025
1 性的行為の存在を推認させる客観証拠	1025
2 性的行為をした者を推認させる客観証拠	1025
3 犯行機会があったことを推認させる客観証拠	1025
4 犯行方法（原因行為）を推認させる客観証拠	1027

第8 故意を推認させる間接事実	1028
1 問題の所在	1028
2 同意がある場合とない場合の乖離に着目した間接事実の検討	1028
3 性に関する認知の歪み	1033
4 感染症時代における「故意」	1035
第9 フラワーデモ後の逆転有罪裁判例	1038
1 フラワーデモの発生	1038
2 高裁による地裁無罪判決の破棄	1038
3 今後の課題	1040

第9章 被告人の類似事実による立証

第1 問題の所在	1041
1 日本の裁判における類似事実に関する証拠法則の問題点	1041
2 非民主性——法令上の根拠を欠いている	1043
3 不公平性——被害者に対して不公平な状態	1045
4 非科学性——犯人の更生を阻害する非科学的対応	1046
5 非国際性——国際的傾向に逆行してガラパゴス化している	1047
6 日本の問題状況	1049
7 本章において使用する用語	1052
第2 類似事実による性向推認の禁止・許容の根拠	1052
1 歴史的沿革	1052
2 禁止の根拠	1053
3 許容の根拠	1054
第3 英国における類似事実による立証に関する法令の概要	1055
1 2003年刑事司法法施行以前のコモン・ロー	1055
2 2003年刑事司法法制定の沿革	1057
3 2003年刑事司法法における類似事実証拠の許容に関する規定	1058
4 類似事実証拠の許容における公正性の担保	1059

第4	米国における類似事実による立証に関する法令の概要	1062
1	連邦証拠規則	1062
2	米国における類似事実証拠の運用指針	1063
第5	性向推認に合理性が認められる場合——英国の法令・判例	1064
1	類似事実から犯罪性向を推認することに合理性がある場合	1064
2	子供に対する性犯罪	1065
3	社会的背景	1066
4	比較的性向論	1068
5	英国控訴院の判例における性向推認アプローチ	1068
6	弊害防止策	1068
第6	性向推認を経由しない類似事実の使用方法1——偶然の一致排除理論に基づく場合	1069
1	偶然の一致排除理論に基づく場合	1069
2	要件・手続	1070
3	英国控訴院の「偶然の一致排除理論」に関する判例	1071
4	批判	1072
5	2003年以後の英国控訴院判例における偶然の一致排除理論の採用	1072
6	多数の虚偽告訴の不可能性理論	1072
7	同定（犯人識別）証言の真実性担保	1080
8	手口（Modes Operandi）理論	1083
9	意思証明の理論	1085
10	被告人の潔白主張に対する反証	1087
11	小括	1087
第7	性向推認を経由しない類似事実の使用方法2——状況証拠としての使用	1088
1	類似事実を状況証拠として使用する場合	1088
2	事件性（偶発性の不存在）	1090
3	知識証明の理論	1091
4	特定の性的関心を経由する場合	1091
5	動機等	1092

6	犯人性（被告人と犯人との同一性）	1094
7	正当防衛主張に対する反証	1100
8	性格証拠の合法化を主張する学説	1101
第8	日本の裁判例	1104
1	最高裁判例	1104
2	類似事実による立証が許容された裁判例等	1108
3	構成要件の一部	1109
4	事件性	1109
5	犯人性	1110
6	知 識	1114
7	意思（故意）	1117
8	被告人の善性格主張に対する弾劾	1123
9	被害者供述の信用性を高める補助証拠	1125
10	情 状	1126
第9	「犯罪性向」の実証的根拠を示し得る国際的診断基準	1127
1	国際的診断基準	1127
2	物質使用症と薬物事犯	1128
3	自閉スペクトラム症と犯行動機	1128
4	衝動制御症群（ICD）、秩序破壊的・衝動制御・素行症群（DSM）	1129
5	性嗜好異常（パラフィリア）症群	1131
6	平24最判・平25最決の被告人	1134
7	性犯罪につき類似事実を原則許容する必要性	1135
8	犯罪性向に関する精神鑑定の可能性	1136
9	被告人の異常な性嗜好は、被害者供述の信用性を高める補助証拠になり得る	1137
10	性犯罪者の「再犯率」	1138
11	児童虐待における類似事実の重要性	1139
12	日本における今後の課題	1142
第10	レイプ・シールド法のない日本の裁判	1146

第10章 被害者の「悪性格」証拠禁止の必要性——レイプ・シールド法

第1 問題の所在	1149
第2 諸外国におけるレイプ・シールド法等の性被害者保護規定	1150
1 国際刑事裁判所（ICC）	1150
2 欧州連合（EU）	1152
3 英 国	1155
4 米 国	1156
5 カナダ	1160
6 小 括	1160
第3 被害者の悪性格に言及した日本の裁判例	1161
1 無罪裁判例	1161
2 無罪裁判例の検討	1165
3 有罪裁判例	1166
4 今後の課題	1167
5 被害者の類似事実による立証を例外的に認めるべき場合	1168

第11章 被害者への支援

第1 警察による被害者支援	1171
1 犯罪被害者支援のための施策の沿革	1171
2 警察庁犯罪被害者等施策推進課	1172
3 被害者への配慮	1172
4 プライバシー保護——被害者の供述調書における個人情報の不記載等	1173
5 被害者への情報提供	1174
6 精神的被害回復の支援	1174
7 経済的負担軽減の支援	1175
8 安全確保	1176

9	基盤整備	1177
10	犯罪捜査規範における被害者への配慮等	1177
11	アダルトビデオ出演被害問題及び「JKビジネス」問題	1178
12	周知の必要性	1178
13	子供への防犯教育	1179
第2	検察庁による被害者支援（概要）	1180
第3	捜査段階における被害者支援	1181
1	被害者に関する捜査手続上の配慮	1181
2	被害者への弁護士・支援団体の紹介等	1186
第4	被害者への情報提供	1187
1	パンフレット「犯罪被害者の方々へ」	1187
2	被害者支援室	1187
3	被害者等通知制度	1187
4	記録開示	1189
第5	被害者のプライバシー保護	1191
1	逮捕状・勾留状・起訴状における個人特定事項の秘匿措置	1191
2	公判廷における被害者特定事項の秘匿制度	1192
3	弁護士への証拠開示	1193
4	裁判記録における被害者情報の秘匿	1195
第6	証人尋問における被害者等証人への支援	1196
1	被害者にとっては証人尋問の精神的負担が著しい	1196
2	尋問範囲の最小化	1197
3	供述不能による証人尋問の回避	1197
4	証人尋問の準備における負担軽減	1202
5	付添人（刑訴法157条の4）	1204
6	遮蔽措置（刑訴法157条の5）	1205
7	ビデオリンク方式（刑訴法157条の6）	1206
8	被告人の退廷（刑訴法304条の2）	1207

9	傍聴人の退廷（刑訴規則202条）	1207
10	期日外尋問（刑訴法158条）	1207
11	第1回公判期日前の証人尋問（刑訴法227条）	1208
12	尋問方法	1208
第7	被害者参加制度（刑訴法316条の33～316条の39）	1214
1	性被害者にとっての被害者参加制度の意義	1214
2	参加できる被害者等（刑訴法316条の33第1項）	1214
3	参加手続	1214
4	被害者参加人ができること	1215
5	優先傍聴	1215
第8	被害者等による処罰感情等の表出の支援	1216
1	供述調書	1216
2	証人尋問	1216
3	心情に関する意見陳述（刑訴法292条の2）	1217
4	被害者論告としての意見陳述（刑訴法316条の38）	1220
第9	経済的被害回復の支援	1220
1	刑事和解制度（犯罪被害者保護法19～22条）	1220
2	損害賠償命令制度（犯罪被害者保護法23～28条）	1220
第10	量 刑	1221
1	量刑評議の在り方	1221
2	被害者側の事情	1224
3	被告人側の事情——示談等（経済的被害回復への努力）	1228
第11	控訴審における被害者支援	1229
1	控訴審の意義等	1229
2	被害者等通知制度	1232
3	被害者特定事項の秘匿決定	1232
4	被害者参加	1233
5	示談交渉等の情状関係	1233

第12 上告審における被害者支援	1234
1 最高裁	1234
2 上告理由	1234
3 上告審の手續	1234
4 上告審の判決	1235
5 上告審の裁判確定後における被害者等通知制度	1235
第13 判決確定後における被害者支援	1235
1 保護観察所による被害者支援	1235
2 検察庁による被害者支援	1238
第14 弁護士による被害者支援等	1239
1 犯罪被害者等支援弁護士制度	1239
2 被告人の弁護人による被害者対応	1240
第15 裁判所における被害者への配慮	1241
1 裁判員選任手續における被害者への配慮	1241
2 被害者特定事項の秘匿決定	1242
3 遮蔽措置	1242
4 判決書の写しの交付等	1242
第16 民間団体による被害者支援	1242
1 犯罪被害者支援センター	1242
2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	1243
3 性暴力対応看護師（SANE）	1244
4 その他	1244
5 小 括	1244
第17 支援者のポジショナリティ（立場性）	1244
1 被害者を囲む「環状島」モデル	1244
2 検察官のポジショナリティ	1245

第12章 性犯罪者の再犯防止施策

第1 性犯罪者の特徴	1247
1 性犯罪に繋がる疾患	1247
2 認知の歪み —— レイプ神話	1247
3 ポルノグラフィー	1249
4 色情盗（下着窃盗）	1250
5 高齢者	1250
6 自閉スペクトラム症（ASD）者	1252
第2 法務省の性犯罪者処遇プログラム	1253
1 経緯	1253
2 刑事施設における性犯罪者処遇プログラム（2022年改訂版）の内容	1255
3 効果	1257
4 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム	1257
第3 民間における性犯罪者に対する治療	1258
1 医療機関	1258
2 民間における性犯罪者に対する治療の問題点	1259
第4 今後の課題	1260
第5 性犯罪者の再犯防止に着目した裁判例	1261
1 自白事件における弁護活動	1261
2 死刑相当案を無期懲役とした裁判例	1261
3 有期懲役刑（実刑）とした裁判例	1262
4 刑の一部執行猶予（一部実刑）	1268
5 保護観察付き執行猶予（刑の全部執行猶予）	1270
6 保護観察なしの執行猶予（刑の全部執行猶予）	1272
7 少年院送致	1275
8 検察官が行うべき情状立証	1276
9 不起訴・罰金刑の場合における留意点	1279
10 小括	1279

第2編 児童虐待

第13章 児童虐待の特質

第1 児童虐待対応における「子供の最善の利益」の原則	1283
1 問題の所在	1283
2 子供は「客体」ではなく「権利主体」である	1283
3 捜査機関による児童虐待対応の変遷	1285
第2 児童虐待と性犯罪との異同	1286
1 児童虐待と性犯罪との共通点	1286
2 児童虐待事件特有の捜査・公判上の問題点	1287
3 児童虐待事件における公判立証の困難性	1288
4 今後の課題	1291
第3 「児童虐待」の意義	1292
1 法律上の定義	1292
2 医療機関にとっての児童虐待	1292
第4 児童虐待の法的責任	1294
1 刑事責任	1294
2 民事責任（損害賠償責任）	1295
3 監護権者としての責任	1295
4 接近禁止命令	1296
第5 児童虐待の統計と実態	1296
1 児相における児童虐待の相談対応件数	1296
2 児童虐待に係る犯罪	1297
3 児童虐待事件の刑事立件の少なさと改善策	1297
4 医療機関からの通告	1301
5 教育機関等からの通告	1302

第6	児童虐待対応における多機関連携	1305
1	児童虐待に対応する機関	1305
2	多機関連携の推進	1305
3	虐待か否かの鑑別の困難性	1306
4	多機関連携を促す通達等	1307
第7	児童虐待の悪影響と早期発見・介入の必要性	1308
1	問題の所在	1308
2	身体虐待の悪影響	1309
3	性的虐待の悪影響	1310
4	心理的虐待の悪影響	1310
5	ネグレクトの悪影響	1311
6	被虐待児が加害者となった裁判例	1312
7	小 括	1313
第8	児童虐待事案における起訴猶予	1313
1	意 義	1313
2	架空事例——実父による暴行	1314
第9	嫌疑不十分とせざるを得ない虐待事案	1315
1	問題の所在	1315
2	対応策	1316
第10	児童虐待事件の証拠構造	1317
1	直接証拠が乏しい	1317
2	間接事実型の証拠構造	1319
第11	身体虐待における主な争点ごとの留意点	1321
1	受傷内容が争点の場合	1321
2	受傷機序が争点の場合	1326
3	受傷時期が争点の場合	1333
4	犯人性が争点の場合	1335

第12 児童虐待事件における捜査上の留意点	1336
1 捜査の一般的手順	1336
2 加害親を聴取する際の留意事項	1336
3 配偶者等を聴取する際の留意事項	1337
4 被害児及びその兄弟姉妹を聴取する際の留意事項	1338
5 親族・近隣住民ら関係者の聴取	1339
6 防犯カメラ画像等の収集・精査	1340
第13 身体虐待・ネグレクト事案における主な客観証拠	1340
1 主な客観証拠	1340
2 医学的証拠（書証）	1344
3 医師（証人）への聴取	1353
4 福祉サービス等、公的サービス関係の記録	1355
5 学校等の記録	1357
6 関係者の行動・言動の履歴	1358
7 犯行現場の状況	1360
8 凶器（暴行道具）になり得る物等の搜索	1362
9 再現実況見分	1364
第14 動機についての捜査	1365
1 動機解明の必要性	1365
2 他行為可能性——受け得たのに拒否した援助の内容	1366
3 目撃者である被害児の兄弟姉妹の司法面接	1372
4 加害親の取調べ	1377
5 同種余罪（他の子供に対する虐待）の捜査	1379
6 その他の関係者の取調べ	1379
7 起訴状記載上の留意点	1380

第14章 児童虐待事件の公判における問題

第1 問題の所在	1382
1 児童虐待の無罪事件における裁判所の証拠排除等の問題	1382

2	裁判所の証拠排除に具体的な法的根拠がない	1382
3	児童虐待事案で「必要」な証拠が「不合理」に排除されている懸念	1384
第2 児童虐待事件の刑事裁判において不当に排除されている証拠等		
		1385
1	不当に排除されている証拠	1385
2	不当に許容されている証拠	1385
第3 刺激証拠が排除されている問題		
		1387
1	刺激証拠の意義	1387
2	排除の経緯	1387
3	排除の法的根拠はない	1388
4	刺激証拠の排除状況	1388
5	裁判所が刺激証拠を排除することの不合理性	1389
6	「過度に感情を揺さぶる証拠による誤判のおそれ」の過大評価	1391
7	量刑判断への影響に対する過大なおそれ	1391
8	刺激証拠の採否に関する裁判例	1392
9	「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」取りまとめ報告書(2020年12月)	1393
10	裁判員の辞退率との関係は実証性がない	1396
11	諸外国における刺激証拠の扱い	1398
12	小 括	1401
13	児童虐待事件における遺体写真・負傷写真の重要性	1402
第4 専門的書証の排除		
		1406
1	問題の所在	1406
2	医学的書証の証拠排除	1406
3	裁判員裁判で公判調書未作成のまま判決に至ることに伴う問題点	1407
4	医学論文排除の弊害	1408
5	児相が作成している児童保護記録等の排除	1410
第5 類似事実の排除		
		1410
1	問題の所在	1410

2	排除されている類似事実	1411
3	児童虐待事案における類似事実の重要性	1412
4	ポリグラフ検査結果を「偶然の一致排除理論」で活用する可能性	1413
第6	児童虐待のリスク要因に関する証拠の排除	1414
1	児童虐待のリスク要因	1414
2	保護者側のリスク要因	1415
3	子供側のリスク要因	1416
4	養育環境のリスク要因	1417
5	裁判所の証拠排除状況	1417
第7	専門家証人の許容基準・評価基準の欠如	1418
1	民事訴訟との比較から見た問題の所在	1418
2	予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の未発達	1420
3	真の専門家証人の排除——身体虐待（AHT事案）	1422
4	性的虐待事案における専門家証人の排除状況	1426
5	専門家証人の採否と評価	1428
6	専門家証人とは	1431
7	専門家証人の許容基準に関する諸外国の法令	1431
8	専門家証人の証言倫理	1434
9	専門家証人と事実証人	1436
10	従来の裁判における事実証人・専門家証人の混同	1437
11	専門性のない「専門家証人」が採用されることの問題性	1440
12	裁判所が「専門性」のない医師を「専門家証人」として採用している実情	1441
13	「専門家証人」として証言が許容されるためのあるべき要素	1441
14	専門家証人の証言に対する不当な制約	1443
15	専門家証人に関する弁護戦略	1444
16	今後の課題——裁判所の証拠排除を是正すべき	1449
17	将来への期待	1451

第15章 身体虐待

第1 関連する罪名	1453
1 死亡事案——生命の侵害	1453
2 暴行・傷害事案——身体の侵害	1453
3 監禁事案——移動の自由の侵害	1454
4 略取・誘拐事案——被拐取者の行動の自由及び身体 の安全並びに監護権の侵害	1454
5 強要事案——意思決定の自由の侵害	1454
第2 殺人罪	1454
1 主な争点	1455
2 傷害致死との異同	1455
3 無理心中	1457
4 産後の精神障害を契機とする殺人	1457
5 覚醒剤の投与による中毒死	1459
第3 傷害致死	1461
1 主な争点	1461
2 事件性	1462
3 犯人性	1464
4 故意	1465
5 事件性（暴行の有無）が争点とされた裁判例	1465
6 犯人性が争点とされた裁判例——妻の証言で夫の犯 人性が認定された例	1473
7 暴行態様	1476
8 因果関係	1484
9 故意	1485
第4 傷害	1488
1 主な争点	1488
2 医学的証拠に関する留意点	1488
3 熱傷	1490

4	骨 折	1501
5	皮膚損傷（挫傷等）	1514
6	腹部打撲	1515
7	医療を用いた虐待（Medical Child Abuse〔MCA〕）	1517
8	常習傷害罪（暴力行為等処罰に関する法律1条の3第1項違反）	1525
9	再犯防止の重要性	1529
10	虐待との鑑別が問題となりやすい疾患・負傷	1530
第5	逮捕監禁	1534
1	逮捕監禁罪（刑法220条）	1534
2	共 犯	1538
3	逮捕監禁致死傷罪（刑法221条）	1539
4	逮捕監禁罪の裁判例	1540
5	逮捕監禁致死傷罪の裁判例	1547
第6	共 犯	1554
1	問題の所在	1554
2	児童虐待における不作為犯の成立要件	1555
3	不作為の共謀共同正犯の成立要件	1555
4	意思連絡（共謀）	1556
5	寄与行為	1558
6	正犯意思	1560
7	不作為による幫助犯の成立要件	1560
8	共同正犯か幫助犯かの判断要素	1561
9	不作為の共謀共同正犯が認められた裁判例	1563
10	不作為による幫助犯が認められた裁判例	1578
11	実行者（養父）が子供に暴行して死亡させた際、不作為者（実母）につき 共犯性を否定して無罪とした裁判例	1585

第16章 ネグレクト等の不作為による児童虐待

第1 本書で扱う「ネグレクト」事案	1589
1 「ネグレクト」の種類	1589
2 成立し得る犯罪	1589
3 作為犯か不作為犯か	1591
第2 保護責任者遺棄罪・同致死傷罪	1595
1 遺棄罪の構成	1595
2 行為の種類	1595
3 保護法益	1596
4 主 体	1597
5 客 体	1600
6 保護義務	1601
7 実行行為の期間	1604
8 遺棄行為	1605
9 不保護	1609
10 因果関係	1617
11 遺棄罪の故意	1619
12 不保護罪の故意	1620
13 救命可能性	1631
14 保護責任者遺棄罪と監禁罪	1644
15 被疑者を聴取する上での留意事項	1646
第3 不作為の殺人罪	1647
1 成立要件	1647
2 作為義務	1648
第4 車中放置死	1649
1 パチンコ業界による「子どもの車内放置撲滅キャンペーン」	1649
2 自動車内の温度	1650
3 熱中症の危険性	1651
4 エアコンを作動させたままの駐車 of 違法性・危険性	1652

5	熱中症以外の子供の車内放置の危険性	1652
6	諸外国の取組	1653
7	日本の現状	1654
8	車内放置による保護責任者遺棄致死罪の有罪例	1654
9	自宅放置死傷の事例（餓死等以外）	1659
第5	嬰兒殺	1669
1	殺人罪と保護責任者遺棄致死罪との区別	1669
2	主な争点	1671
3	事件性	1673
4	故意	1674
5	責任能力	1675
6	殺人罪の有罪例	1680
7	殺人罪で起訴したが無罪となった裁判例	1684
8	死因の特定ができず、死体遺棄罪で処理した事案	1690
9	死亡の危険性がなかったため、保護責任者遺棄罪で起訴した有罪例	1690
10	保護責任者遺棄致死罪の有罪例	1693
第6	餓死等事案	1696
1	殺人罪を適用する事案	1696
2	不保護による保護責任者遺棄致死罪	1697
3	保護責任者遺棄致死罪と重過失致死罪	1698
4	確定的殺意が認定された初期の有罪例	1699
5	置き去りにより餓死させた殺人の有罪例	1699
6	夫婦で共謀して子供を餓死させた殺人の有罪例	1704
7	保護責任者遺棄致死罪の有罪例	1713
第7	暴行後放置死事案	1728
1	作為犯と不作為犯の検討順序	1728
2	先行行為の作為（暴行等）による死亡の危険性が認められる場合	1728
3	先行行為の作為だけでは死亡の危険性が乏しい場合	1729
4	先行行為の作為が不明のため、後の不作為のみ立件する場合	1729
5	身体虐待後に放置して衰弱死させた保護責任者遺棄致死の事例	1732

6 暴行後に殺意を生じて放置し、不作為により死亡させた場合	1750
-------------------------------------	------

第17章 性的虐待

第1 性的虐待とは	1753
1 定 義	1753
2 成立し得る犯罪	1755
3 障害児は被害に遭いやすい	1757
4 監護者以外が行為者の場合でも、児童福祉法違反ではなく、刑法を積極的に適用すべきである	1758
5 性的虐待に伴うことが多いその他の虐待	1759
第2 性的虐待に関する統計	1761
1 性的虐待に関する児相の統計	1761
2 警察の統計	1762
3 暗数の多さ	1762
第3 刑事事件化することの意義	1764
1 想定される主なデメリット	1765
2 想定される主なメリット	1766
3 国際的潮流	1767
4 小 括	1768
第4 性的虐待事件における立証の困難性	1768
1 性的虐待事件の主な争点	1768
2 事件性立証のための対策	1778
第5 公訴事実の構成	1780
1 起訴できる犯罪は可能な限り起訴する	1780
2 日頃の虐待を可能な限り訴因に入れる	1781
3 日時は幅のある特定で十分である	1781

第6	性的行為の存在の立証方策	1782
1	直接証拠の種類と問題点	1782
2	間接証拠の種類	1783
3	性器損傷に関する医学的証拠の問題点	1784
4	被害児に対する精神的・心理的影響——被害児供述の信用性評価上の問題点	1787
5	性的虐待の元被害者が被告人となった事件	1792
第7	犯行日時・場所の特定	1795
1	日時・場所を特定する必要性の程度	1795
2	日時・場所の特定に資する証拠	1796
第8	犯行時の原因行為について	1796
1	被害児は常時虐待による「困難状態」にある	1796
2	原因行為により容易に困難状態に陥る	1797
3	被害児が被害時に生理的な快感反応を示していた場合	1797
第9	性的虐待事案において客観証拠が乏しいこととその対策	1798
1	客観証拠が乏しい理由	1798
2	被害児側の客観証拠等の収集・精査	1798
3	加害親の犯跡隠蔽工作とその対策	1799
第10	被害児を聴取する上での留意点	1801
1	開示から聴取（司法面接）に至るまでの記憶の汚染防止の重要性	1801
2	聴取事項	1804
3	罪体立証に関する聴取の留意事項	1807
4	16歳未満の被害児を聴取する上での留意事項	1814
5	年長児（16歳以上18歳未満）を聴取する上での留意事項	1823
6	18歳以上の被害者を聴取する上での留意事項等	1831
7	被害申告が遅れる理由と開示経緯の消極性の重要性について	1833
第11	関係者の供述録取時における留意事項	1836
1	母親（非加害親）	1836

2 兄弟姉妹	1839
第12 加害者の取調べにおける留意点等	1842
1 性 格	1842
2 取調べ上の留意点	1844
第13 性的虐待の事例1 —— 小学生の娘に対する不同意性交等事件（全 面否認事件で、客観証拠に乏しく、幼児である被害児の供述が立証の 柱である事例）	1846
1 事案の概要（訴因）	1846
2 発覚の経緯	1846
3 被害児からの被害事実の聴取	1846
4 立件（日時・場所の特定）	1855
5 Aの主張	1857
6 加害者側の親族等	1858
7 A・Bの離婚手続	1860
8 児童精神科医による意見書作成	1861
9 証拠構造	1864
10 起訴後、第1回公判期日まで	1865
11 Bの証人尋問	1868
12 加害者の弁解が信用できないことを示す	1873
13 結 末	1876
14 主治医の論文	1876
第14 性的虐待の事例2 —— 交際女性の娘（16歳）に対する不同意性交 等・児童ポルノ製造・強要事件（被害児が裸体のまま笑顔で加害者と 写っている写真を児童ポルノとして性的虐待を認定した事例）	1877
1 事案の概要（訴因）	1877
2 発覚の経緯	1877
3 被害児の司法面接の準備	1878
4 司法面接の実施	1883
5 加害者の弁解	1889
6 争 点	1890

7	本件各性交被害時における身体的虐待の有無	1890
8	証拠構造	1892
9	被害児の「供述不能」による司法面接の録音・録画記録媒体の証拠採用(刑 訴法321条1項3号前段)	1897
10	加害者の弁解が信用できないこと	1900
11	結 末	1900
 第15 性的虐待の事例3 —— 高校生(18歳)の実娘に対する不同意性交 等事件(軽度知的障害と性的逸脱行動がある成年の被害児への支援が 必要であった事例)		
1	事案の概要 —— 知的障害に乗じた不同意性交等罪(2、7号)	1901
2	発覚の経緯	1901
3	被害児の「マイナス証拠」を利用した被告人の主張と対策	1901
4	被害児の司法面接	1910
5	非協力的な母親の対策	1911
6	被害児の証人尋問	1912
7	結 末	1913
 第16 性的虐待の事例4 —— 成人男性による男児に対する不同意性交等 (口腔・肛門性交)事件(スポーツ指導者による複数の少年に対する 不同意性交等事例)		
1	事案の概要	1913
2	発覚の経緯	1914
3	捜査上の留意点	1914
4	日時の特定	1916
5	適用法条	1916
6	捜査員の意識改革の必要性	1917
7	加害男性の特性	1917
8	被害男児の特性	1919
9	被害男児らの司法面接と心理的ケア	1922
10	公判における情状立証	1925
11	加害者に関する情状立証	1927
12	結 末	1928

13 小 括	1928
第2版あとがき	1929
初版あとがき	1933
判例索引	1935

第1編 性犯罪

第1章 性犯罪の特質

第1 性犯罪の統計と実態

1 強盗罪と2017年改正刑法における強制性交等罪の比較

性犯罪の罰則改正において、強制性交等罪は、しばしば、強盗罪と比較して議論され、2017（平成29）年の改正において、強姦罪は強制性交等罪と改められ、法定刑の下限が懲役3年から強盗罪と同じ懲役5年に改正された。いずれも、暴行又は脅迫を手段として、被害者から、財物又は性的尊厳を奪うという点で似ている。

2017年改正前、筆者は、性犯罪関係の講演等では、よく、以下の質問から始めていた。

まず、「今日、帰りに、銀行でお金を100万円下ろして、ひったくりに遭ってお金を奪われて転んで怪我をしたら、すぐ110番通報しますか」と尋ねると、ほぼ全員が、「110番通報する」と答える。

次に、「では、今日、帰りにレイプされて怪我をしたら、すぐ110番通報しますか。女性は自分、男性は自分の最も大切な女性からそう電話で相談されたと想定してください」と質問すると、会場がシーンとし、聴衆の構成にもよるが、概ね5%程度しか「通報する」に手を挙げない。通報しない方に理由を聞くと、「恥ずかしい」、「迷うと思う」、「彼女の気持ちを尊重する」などと言う。「でも、すぐ届けないと証拠がどんどんなくなることは知っているでしょう？」と聞くと、「はい」と答える。でも、ためらって通報しない。

この感覚を、警察官も検察官も弁護士も裁判官も、改めてよく考えてほしい。

被害申告の遅れを虚偽申告と非難・即断するべきではないことがよく分かると思う。財産を奪われるよりも目に見えない性的尊厳を奪われる方が、被害者には深刻な被害をもたらすのであり、法定刑の下限が強盗罪と同等とさ

4 第1編 性犯罪

れたのは最小限の改正である。

2 暗数の推計

強盗事件の被害者は、(被害額が軽微である、強奪された金品を違法に入手した、脱税等の犯罪が発覚する等の特殊な事情がない限り) 皆、被害届を出すであろう。

他方、性犯罪は、一般に「暗数が高い」(=被害申告率が低い)といわれている。

2019年の法務省による第5回犯罪被害実態(暗数)調査において、性的事件の被害申告率は20%であり、調査のたびに申告率が上昇していた⁽¹⁾。しかし、内閣府男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査」では、無理矢理性交された被害経験者(性犯罪に該当しないものも含む。)は、約24人に1人(4.2%)、うち女性の約14人に1人(7.1%)であり、被害経験について誰かに相談した者は約36.6%、被害の相談先で最も多いのは友人、家族であり、警察は5.6%であった。誰にも相談しなかった者が6割以上であり、相談しなかった理由は、多い順に、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」(43.5%)、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」(32.9%)、「そのことについて思い出したくなかったから」(21.2%)、「相談してもむだだと思ったから」(20.0%。ただし、男性は33.3%)等である⁽²⁾。

したがって、実際の性犯罪の被害届出率は、20%より相当低いと思われる⁽³⁾。

そこで、仮に、性犯罪の被害届出率を約10%で計算してみると、性犯罪の認知件数は現在の約10倍になる。

2019年度の強盗と性犯罪の認知件数、検挙件数、検挙人員に基づき⁽⁴⁾、強

(1) 「第5回犯罪被害実態(暗数)調査」(法務省ウェブサイト) 92頁。

(2) 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書(概要版)」(2021年3月) 14～16頁。

(3) 『性犯罪被害にあうということ』(朝日新聞出版、2008年)の著者である小林美佳氏が性暴力被害者から受け取る大量のメール相談でも、警察への被害申告率は4%程度とのことであった。

(4) 『犯罪白書[令和2年版]』参照。

第2章 性犯罪に関する実体法・刑法

第1 性犯罪の概要

1 刑法上の性犯罪（2017年・2023年各改正後）

性犯罪には、刑法上の性犯罪と特別法上の性犯罪がある。

刑法上の性犯罪は、2017年及び2023年の改正により大きく変更された。

2017年の主な改正点は、①非親告罪化、②強姦罪を強制性交等罪に変更し、陰茎の肛門・口腔への挿入を「わいせつ罪」から「性交等罪」に変更し、法定刑を引き上げ（下限を拘禁3年から5年に引上げ）⁽¹⁾、③監護者わいせつ罪・監護者性交等罪の新設、④集団強姦罪の廃止⁽²⁾、⑥強盗と強制性交等を同一機会に行った場合に先後を問わず強盗・強制性交等罪とすることであった。

2023年の刑法及び関連法の主な改正点は、以下のとおりである。改正法の解説としては、浅沼雄介ほか「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律について」曹時76巻1号（2024年）39頁、橋爪d参照。

【実体法】

① 強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪を「不同意わいせつ罪」に統一して構成要件を変更

② 強制性交等罪・準強制性交等罪を「不同意性交等罪」に統一して構成

(1) 裁判実務上、改正前の強姦罪の量刑は、法定刑の下限が5年である強盗罪・現住建造物放火罪よりも量刑傾向が重く、5年を超える懲役とされた事件の割合が約32%であったこと、同じ暴行・脅迫を手段とする強盗罪よりも被害者に与える被害が深刻であるとして、被害者団体から法定刑引上げの強い要望があったこと等から、引上げに至った。他方、改正後、下限が5年であるため、減輕事由がない限り執行猶予が付けられないので、被告人側の争いが熾烈になった。

(2) 2017年、強制性交等罪の法定刑の下限を5年に引き上げたことにより、集団強姦罪は不要とされて廃止されたが、集団で性加害をすることは、諸外国でも刑の加重事由とされていることが多く、量刑上考慮されるべきである。

要件を変更

③ 陰茎以外の異物の膣・肛門への挿入を「わいせつ罪」から「性交等罪」に変更

④ いわゆる性的グルーミング行為の犯罪化

⑤ 性的姿態撮影等処罰法の制定による撮影罪の新設と記録媒体の処分

【刑法法】

⑥ 公訴時効期間の5年間の延長・18歳までの期間の加算

⑦ 司法面接的手法による聴取結果の記録媒体に証拠能力を付与し、主尋問に代替

⑧ 起訴状等における被害者氏名等の秘匿化

2023年改正後の罪名、罰条、主な構成要件、法定刑、裁判員裁判対象か否か、公訴時効期間は表1のとおりである。

表1 刑法上の性犯罪

罪名	罰条	主な構成要件	法定刑 (拘禁／罰金)	裁判員 裁判	公訴 時効
不同意 わいせつ	176条1項	困難状態でのわいせつ行為	0.5～10年	非対象	12年
	176条2項	誤信等に乗じたわいせつ行為			
	176条3項	16歳未満の者へのわいせつ行為			
不同意性交等	177条1項	困難状態での性交等	5～20年	非対象	15年
	177条2項	誤信等に乗じた性交等			
	177条3項	16歳未満の者への性交等			
監護者わいせつ	179条1項	監護者の18歳未満の者へのわいせつ行為	0.5～10年	非対象	12年
監護者性交等	179条2項	監護者の18歳未満の者への性交等	5～20年	非対象	15年
不同意わいせつ致死傷	181条1項	不同意わいせつ・監護者わいせつにより、人を死傷させた場合	3年～無期	対象	20年
不同意性交等致死傷	181条2項	不同意性交等・監護者性交等により、人を死傷させた場合	6年～無期	対象	20年
面会要求等	182条1項	16歳未満の者への誘惑等による面会要求	～1年 ～50万円	非対象	3年
わいせつ目的面会	182条2項	16歳未満の者へのわいせつ目的での面会	～2年、 ～100万円	非対象	3年
性的映像送信要求	182条3項	16歳未満の者への性的映像の送信要求	～1年、 ～50万円	非対象	3年
強盗・不同意性交等	241条1項	同一機会での強盗と不同意性交等	7年～無期	対象	20年
同致死	241条3項	強盗・不同意性交等により人を死亡させた場合	無期又は死刑	対象	なし

第3章 性犯罪に関する実体法・特別法

第1 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）

1 制定経緯

新設。2023年6月23日公布、同年7月13日施行。

2 法の目的（1条）

この法律は、性的姿態等撮影行為、撮影記録提供行為等を処罰するとともに、当該記録及びその複写物等を没収し、押収物に記録された性的姿態等の記録を消去することによって、性的姿態等撮影行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

従来、性的姿態の撮影行為等は、以下の法令による罰則があったが、いずれも適用範囲が限定されており、処罰の空隙が生じていた。

① 軽犯罪法における窃視罪（同法1条23号）：「人が通常衣服をつけないでいるような場所」に限定され、罰則が軽微すぎる。

② 児童ポルノ法における製造罪（同法7条5項）：18歳未満の児童に限定される。

③ 2023年改正前の強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪：手段たる暴行等が必要であり、かつ、被害者が撮影を認識している必要があるので盗撮は含まれない。

④ 各都道府県の迷惑防止条例における盗撮罪：多くが「人が通常衣服をつけない状態であるような場所」又は公共の場所等に限定され、罰則も軽微である。

そこで、統一的・包括的に、撮影場所や被害者の年齢を問わず、被害者の

意思に反してその性的姿態等を撮影する行為を広く処罰対象とする法律として制定され、かつ、実害の大きさに鑑み、罰則が厳格化された。

3 保護法益

意思に反して自分の性的な姿態を他の機会に他人に見られないという権利利益である。

したがって、①性的同意能力を欠く16歳未満の者の性的姿態等は正当理由がなければ撮影禁止であり、②性的同意能力のある16歳以上の者が同意している場合（露出趣味や撮影会等）は対象外となる。

なお、本罪は、撮影対象者の名誉やプライバシーを直接的に保護する犯罪類型ではないので、例えば顔が写っていないなど撮影対象者が特定できなくても、対象者の性的姿態等が記録されていれば本罪が成立する（橋爪d3・105頁）。

実在の人物の画像を基に生成AIにより作成された性的画像は本罪には該当し得るが、この点を明確化した新たな法的規制が待たれる。

4 禁止行為の概要

① 性的姿態等撮影罪：他人の性的姿態等を一定の態様・方法で撮影する行為（2条）

② 性的影像記録提供・公然陳列罪：①の撮影記録を提供・公然陳列する行為（3条）

③ 性的影像記録保管罪：①の撮影記録を提供・公然陳列の目的で保管する行為（4条）

④ 性的姿態等影像送信罪：不特定・多数の者に他人の性的姿態等の影像を影像送信（ライブストリーミング）する行為（5条）

⑤ 性的姿態等影像記録罪：④の配信影像を事情を知らずに記録する行為（6条）

なお、①、⑤の未遂も処罰される（2条2項、6条2項）。

また、①～⑤の国外犯も処罰される（7条）。

本法は、性的影像の拡散防止のため、

a 過去の性的影像を他者に提供する行為（3条）

第4章 心身に障害のある被害者に関する捜査上の留意事項

第2章第5と重複する点もあるが、捜査官は障害者の理解・対応に困ることが多いので、条文解釈に留まらない、捜査上の留意点を述べておくこととした。

第1 被害者の身体障害（2号-1）

1 身体障害とは

(1) 定義

身体障害とは身体機能に何らかの障害があることをいい、身体障害者福祉法により障害の範囲と程度が規定されている。身体障害と認定された者は身体障害者手帳の交付を受け、障害者自立支援法等による各種サービスを利用することができる。

主な身体障害には、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、言語障害、内部障害、高次脳機能障害等がある。

(2) 肢体不自由

肢体不自由とは、四肢体幹に永続的な障害がある状態をいう。

範囲には部分的・全身的なもの、形態には欠落・機能障害・麻痺・不随意運動・失調等、発生時期には先天性・後天性、原因には、疾病・外傷がある。

障害によって、車椅子、杖、補装具（義手・義足、歩行器、座位保持装置、意思伝達装置等）を使用する場合がある。

(3) 視覚障害

視覚障害とは、視力や視野等の「眼で物を見る力」が、低下（弱視）又は喪失（全盲）した状態をいう。人間が得る情報の8割は視覚に頼るといわれるほど視覚は重要である。

視覚障害者は、聴覚、触覚、臭覚等の感覚器官を視覚の代償手段として活

用するほか、白杖、盲導犬、点字、音声ガイド付きの電子機器等を利用して生活していることが多い。

(4) 聴覚障害

聴覚障害とは、聴覚に障害があるため「全く聞こえない」、あるいは「聞こえにくい」状態をいい、「ろう者」、「難聴者」、「中途失聴者」に区別される。聴覚障害の二次障害として、①言語習得が遅れやすく、その結果、②コミュニケーションが障害され、他者との人間関係が構築し難く、③情報の障害が生じやすい。

聴覚障害者は、補聴器、手話、指文字、筆談（手書き・電子機器利用）、口話（読話・発語）等のコミュニケーション手段を利用しているので、その者に合わせてコミュニケーションを図る配慮が必要である。

(5) 内部障害

内部障害とは、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害に分類される。外見上は障害が見えにくいいため誤解を受けたり、治療のため服薬している薬の副作用の影響を受けたりすることも多い。

(6) 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、交通事故等による頭部外傷や脳血管障害等の疾病による脳損傷によって、記憶・注意・遂行機能、社会的行動等の重要な脳機能に影響が生じた状態をいう。損傷部位により症状は多様であるが、例えば、①過去の記憶を失う、②新しいことを覚えられない（仕事の指示を受けても、10分後には指示を受けたこと自体を忘れる等）、③物事に集中できずミスが多い、④計画的・効率的に作業を遂行できない、⑤感情や行動を抑制できず⁽¹⁾、怒りっぽくなり、対人関係を悪化させやすい、⑥身体の負傷が治癒しているのに、疲れやすい等がある（高次脳機能障害情報・支援センターのウェブサイト参照）。

(1) 公衆の面前で女性に触ったことにつき現行犯逮捕した性犯罪者の言動が不可解だったので、親族から経歴を聴取したところ、数年前に交通事故で頭部外傷を負って以来、奇行が増えて困っているとの話が出たことがある。交通事故後、高次脳機能障害の診断を受けないまま身体の負傷の治療のみで退院している例もある。高次脳機能障害は責任能力を減弱させる要素であるから、要注意である。

第5章 性犯罪捜査における一般的留意事項

本章の構成は、以下のとおりである。

第1～第5：性犯罪の主な争点及び争点別の捜査上の留意点

第6～第9：初動捜査から告訴

第10～第15：被害者の聴取事項

第16～第19：被害者の聴取方法

第20：専門家の活用

第21：公判段階における被害者への配慮

第22～第24：男性被害者・LGBTQの被害者、少年被疑者の場合

第1 性犯罪の主な争点

性犯罪の主な争点は、事件性（性的行為の存否）、犯人性、被害者の困難状態・同意、被告人の故意（困難状態・同意の誤信）に大別され得る。

① 事件性が争点になるのは、行為者が被害者の知人で、かつ、性的行為への同意を期待すべきでない関係性の場合に多く、被害者の虚偽申告ではないかとその供述の信用性が問題となる。

② 犯人性が争点になるのは、行為者と被害者との間に面識がない場合に多く、被害者の犯人識別供述の信用性が問題となる。

③ 被害者の困難状態・同意が争点になるのは、行為者が被害者の知人で、かつ、性的行為への同意が（少なくとも行為者の視点からは）期待し得る関係性の場合が多い。

④ 被告人の故意が争点になるのは、行為者が被害者と性的行為をしたことに争いがなく、被害者供述に信用性があるため不同意が認定されると予想されるものの、暴行等が軽微で、被害者の抵抗等が乏しく、行為者が「被害者が困難状態にない、又は同意がある」と誤信したと主張する場合が多い。

第2 事件性に関する捜査上の留意点

1 事件性が争点になる事案

事件性が争点になるのは、行為者が被害者の知人で、かつ、性的行為への同意を期待すべきでない関係性の場合に多く、被告人は、被害者が「虚偽申告」していると主張するのが通常である。

例：親の実子に対する性虐待（7号）、地位利用（8号）による性的行為が特に忌避される聖職者、教師、法的な施設の職員、公務員、性的行為が発覚すると（犯罪の成否を問わず）資格を喪失する等の制裁がある職種の者等による性犯罪

性的行為の存在を示す客観証拠がある場合は、被告人側からの反論を想定し、証拠価値を高める捜査を行う。

そのような客観証拠がない場合は、被害者供述のみが性的行為の存在を示す直接証拠になるので、被害者供述の信用性を高める裏付け証拠を探すことになる。

2 性的行為の客観証拠がある場合

性的行為の存在を示す主たる客観証拠は、①被害者の身体の負傷・性感染症・妊娠等、②被害者の身体・所持品・寝具等の現場に残された行為者の精液・唾液、陰毛等、③被害者の着衣・所持品の破損・汚損等、④性的行為の画像、⑤犯行現場の防犯カメラ画像等、⑥性的行為を前提とするチャット・ログ、メール等である。

(1) 被害者の身体の負傷等

① 性器損傷等：身体に性的行為の存在を示す医学的所見（性器損傷等）があれば、性的行為の存在を強く裏付けるが、これらの所見が存在する割合は挿入性被害がある事案の約5%程度であり、性器損傷等がないことが虚偽申告の証拠になるわけではないことに留意する。

性器損傷所見の医学的記録は、性被害者の診察に精通した医師により、適切なマニュアルに従って診察したもので、可能な限りコルポスコープ（膣拡大鏡）による画像記録を保存し、事後的検証を可能にしていきたい。

② 性感染症：性的行為が存在したことの証拠になる。なお、犯人性につ

第6章 司法面接

第1 子供に優しい司法手続に関する国際標準

1 子供に優しい司法手続に関する国際的な動向

日本では、司法手続において、被疑者側の子供に関する少年法以外、被害者、目撃者側の子供について何ら特則を設けてこなかった。しかし、国連において「子どもの権利条約」が制定されて以来、諸外国においては、子供に優しい司法手続に関する各種条約、地域協定、ガイドライン等が策定され、司法面接及び子供の証言負担を軽減する方策が制定されてきた。

- ① 国連（UNICEF）：子どもの権利条約（1989年）
- ② 国連（UNICEF）：子供の人身売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書（2000年）
- ③ 国連：子どもの犯罪被害者及び目撃者が関わる問題における司法に関するガイドライン（ECOSOC決議2005/20）
- ④ 国連（UNODC）：子供の犯罪被害者及び目撃者が関わる問題における司法に関する専門家と政策立案者のためのハンドブック（2009年）
- ⑤ 欧州評議会：性的搾取及び性的虐待からの子供の保護に関する欧州評議会条約（ランサローテ条約）（2007年）
- ⑥ 欧州評議会：子どもに優しい司法に関するガイドライン（2010年）
- ⑦ 欧州連合（EU）：子供の性的虐待・性的搾取及び児童ポルノとの闘いに関する欧州議会及び欧州理事会指令（2011年）
- ⑧ 欧州連合（EU）：バーナフス・クオリティ・スタンダード（品質基準）——子供の暴力被害者・目撃者に対する多機関対応（バーナフス・モデル）に関するガイダンス（2019年）

子供に優しい司法手続においては、子どもの権利条約で規定される「子供の最善の利益」が尊重されるべき権利の中核として、「Do no harm」（加害

禁止)が最も重視され、子供が被害体験等を繰り返し供述させられることにより再トラウマ化することがあってはならないとされている。

他方、同条約で規定された「子供が司法手続において、自己の意見を聞いてもらう」権利を実現するため、司法面接が標準化されるとともに、多機関による重複聴取を防止するための多機関連携システムとしてCAC(米国)又はバーナフス(欧州)がモデル化されていった。

2 米 国

(1) CAC (Child Advocacy Center (児童擁護センター))

1985年、アラバマ州ハンツビルに創設された全米児童擁護センター(NCAC)は、警察・検察、児童保護サービス、心身医療を1つの調整されたチームにまとめた多機関連携チーム(Multi Disciplinary Team。以下「MDT」という。)を構築し、児童は専門家から司法面接プロトコルに基づく聴取を受け、そこで得られた情報をMDTメンバーで共有して児童虐待に対応する非営利の民間団体である。

この革新的なCAC/MDTモデルは、「全国CAC認証基準」(2023年)に発展し、認証CACは、今や全米各州1,100箇所以上に上り、米国以外にも世界40か国以上に広がっている。

NCACは、CACモデルに対処するための研修を実施しており、米国及び世界中から訪れる毎年何千人もの人々を訓練している。

面接者は、州によって異なるが、主に「認定臨床ソーシャルワーカー」という専門職である(心理職は、外的事実より内的事実に目が向きやすいため司法面接者には不向きとされている。))。

(2) 司法面接プロトコル

米国では、各州ごとに使用する司法面接プロトコルが規定されている。ベースとしてNICHDプロトコル、NCAC司法面接構造、ChildFirst[®]プロトコル等が用いられているが、州ごとに改訂している点もあり、各州のウェブサイトでプロトコルやガイドラインが公表されている。

また、APSAC(アメリカ児童虐待専門家協会。以下「APSAC」という。)が機関誌「Advisor」で主要な司法面接に関する最新情報を提供している。① APSACプラクティス・ガイドライン(2023年)、②コーナーハウス司法面接

第7章 不起訴

第1 不起訴処分の意義

1 性犯罪における不起訴処分

一般的に、性犯罪を含め、検察庁が受理する全事件の約6割は不起訴処分となっている。これは、被害者にとっては、極めてつらく、あたかも国（検察庁）に人格を否定されたかのような精神的ショックを受けるおそれもある。

したがって、検察官は、不起訴処分を行うに当たっては、捜査を十分に尽くした上、被害者が検察審査会に申し立て、審査を受けても、一般市民から構成される審査員に「不起訴相当」と納得してもらえるように、分かりやすい不起訴裁定書を作成しなければならない。

そして、被害者に対しては、「被害者よりも被疑者を信用した」との誤解を招かないよう、二次被害を与えないように配慮し、当該不起訴処分の理由につき説明を求められた場合は、真摯に説明することが必要である。

2 起訴・不起訴に関する基本原則

(1) 国家訴追主義

公訴提起は、検察官が行う（刑訴法247条）⁽¹⁾。

刑事事件は、原則として全て警察から検察官に送致され（刑訴法246条）、検察官が起訴・不起訴の処分を行う。

(2) 起訴便宜主義

検察官は、有罪を得られる見込みがあっても、情状により起訴を猶予する

(1) 例外は、特別公務員暴行陵虐等につき検察官の不起訴処分に不服があるときに告訴・告発者が付審判請求を行う場合（刑訴法262条）及び検察審査会による起訴強制（検審査法41条の10）だけである。

ことができる（刑訴法248条）。

第2 不起訴処分の種類

1 嫌疑不十分

(1) 意義

検察官は、起訴処分をする時点で、有罪を得られるに足る十分な嫌疑とそれを立証する証拠がない限り、起訴できず、嫌疑不十分として不起訴にせざるを得ない。

なお、被疑者の行為が犯罪を構成しない場合は「罪とならず」、人違いや虚偽申告であることが明白な場合などは、「嫌疑なし」となる。

(2) 不当な起訴に対する制裁

被告人が、無罪判決確定後、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を提起した場合、検察官は、起訴前に収集した証拠及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠に基づき、合理的判断過程により、有罪と認められる嫌疑があるときに初めて公訴を提起することが許され過失がないとされて賠償責任を免れる（最判昭53・10・20民集32巻7号1367頁、最判平元・6・29民集43巻6号664頁）。

(3) 不当な不起訴に対する制裁

仮に、検察官が捜査不十分で安易な不起訴処分をした場合、被害者等が検察審査会に審査を申し立て、「不起訴不当」又は「起訴相当」の議決がなされれば、再捜査をせざるを得ず、「起訴相当」の議決が2度あれば起訴強制となる（検審査法41条の9）。

(4) 小括

したがって、検察官は、公益の代表者の立場から、十分に捜査を尽くした上で、

① 起訴すると、無罪の可能性が高く、国賠請求を受けるおそれがあるか

② 不起訴処分をすると、検察審査会から不起訴不当と判断されるおそれがあるか

という両方向の観点から、証拠を評価した上で、不起訴処分を行う必要がある。

〈著者紹介〉

たなか かずこ
田中 嘉寿子 弁護士、元大阪高等検察庁検事

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

★本書および当社媒体に関するお問い合わせにつきましては、個別のご回答は行っておりません。いただいたご意見・ご質問は、企画運営の参考として活用させていただきます。

性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック〔第2版〕【上】

～被害者心理から捜査・公判まで～

令和8年8月15日 第1刷発行

著 者 田 中 嘉寿子

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電 話 03-3291-1561（代表）

F A X 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp/>